第４次八幡市一般廃棄物処理基本計画
（素案）

令和９年３月

八幡市

目　次

第１編　計画の基本的事項

第１章　計画策定の概要 1
　第１節　策定の概要 1
　第２節　計画の位置付け 2
第２章　市の概況 8
　第１節　本市の状況 8
　第２節　本市の関連計画 14

第２編　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現況 15
　第１節　ごみ処理の体系 15
　第２節　助成事業 17
　第３節　ごみ排出量 18
　第４節　施設概要 22
　第５節　前回計画の検証 25
第２章　ごみ処理の課題 28
　第１節　課題の抽出 28
第３章　将来ごみ量の予測 31
　第１節　ごみ排出量予測の考え方 31
　第２節　将来人口の予測 32
　第３節　ごみ排出量の予測結果 33
第４章　ごみ処理基本計画 35
　第１節　基本方針 35
　第２節　減量化・資源化の目標 37
　第３節　ごみ処理の目標達成に向けた施策 40
　第４節　収集・運搬計画 45
　第５節　中間処理計画 45
　第６節　最終処分計画 45

第３編　食品ロス削減推進計画
第１章　食品ロスの現況 46
第１節　食品ロスの現況 46
第２章　食品ロスの課題 48
第１節　食品ロスに関する課題 48
第３章　食品ロス削減推進計画 49
第１節　基本方針 49
第２節　食品ロス削減目標 50
第３節　食品ロス削減に向けた取組 51

第４編　生活排水処理基本計画
第１章　生活排水処理の現況 53
第１節　生活排水処理の現況 53
第２節　生活排水の処理形態別人口の実績 54
第３節　し尿及び浄化槽汚泥収集量 55
第４節　前回計画の検証 56
第５節　施設概要 56
第２章　生活排水処理の課題 57
第１節　生活排水処理に関する課題 57
第３章　生活排水処理基本計画 58
第１節　基本方針 58
第２節　生活排水処理の目標 59
第３節　生活排水処理の目標達成に向けた施策 63
第４節　収集・運搬計画 64
第５節　中間処理計画 64
第６節　最終処分計画 65

第1編　計画の基本的事項



第Ⅰ章 計画策定の概要

第Ⅰ節 策定の概要

現在、私たちの暮らしは技術の進歩や経済の発展によって豊かになってきました。しかし、作っては捨て、大量にごみが出る社会が続いたことで、限りある資源の枯渇や、ごみを埋める場所が限界に近づくことなどが問題になっています。

そのため、これまでの「大量に使って捨てる社会」から抜け出し、地球環境への負担を減らす「資源を循環させる社会」へと切り替えていくことが、世界共通の求めとなっています。

国においては、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。気候変動への対策や生き物の保護、環境を守るだけでなく、地域の活性化や暮らしの質の向上、さらには産業の強化や経済の安全保障といった社会全体の問題解決を目指すため、資源を無駄なく循環させる経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国の大きな方針として掲げています。また、製品の設計からごみの処理までを一貫して進める「プラスチック資源循環法」や、食べられるのに捨ててしまう食品ロスを減らすための「食品ロス削減推進法」など、具体的な取り組みを後押しする法律も施行されています。

こうした国全体の大きな方針や動きを受け、私たちが暮らす地域社会においても、持続可能なまちづくりを進めていくことが急務となっています。

八幡市では、平成 30 年 3 月に、令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 5 次八幡市総合計画」を策定しました。この計画では、「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」を掲げ、その実現に向けた方向性を示しています。

こうした総合計画の理念を具現化し、さらに国の新たな動向や法律にしっかりと呼応しながら、市民・事業者・行政が一丸となってごみの減量や資源化をさらに推し進める必要があります。また、前回の計画（第 3 次八幡市一般廃棄物処理基本計画）の目標年度が令和 8 年度であったことから、これまでの成果や課題をしっかりと振り返り、社会の変化に対応したこれからのごみ処理の基本的な方向を定めるため、本計画を改訂するものです。



第2節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

八幡市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づいて、市町村に策定が義務付けられる「一般廃棄物処理計画」の基本計画として策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画にあたります。

本計画は、ごみに関する計画である「ごみ処理基本計画」、食品ロスの削減に関する「食品ロス削減推進計画」及び生活排水に関する「生活排水処理基本計画」で構成します。

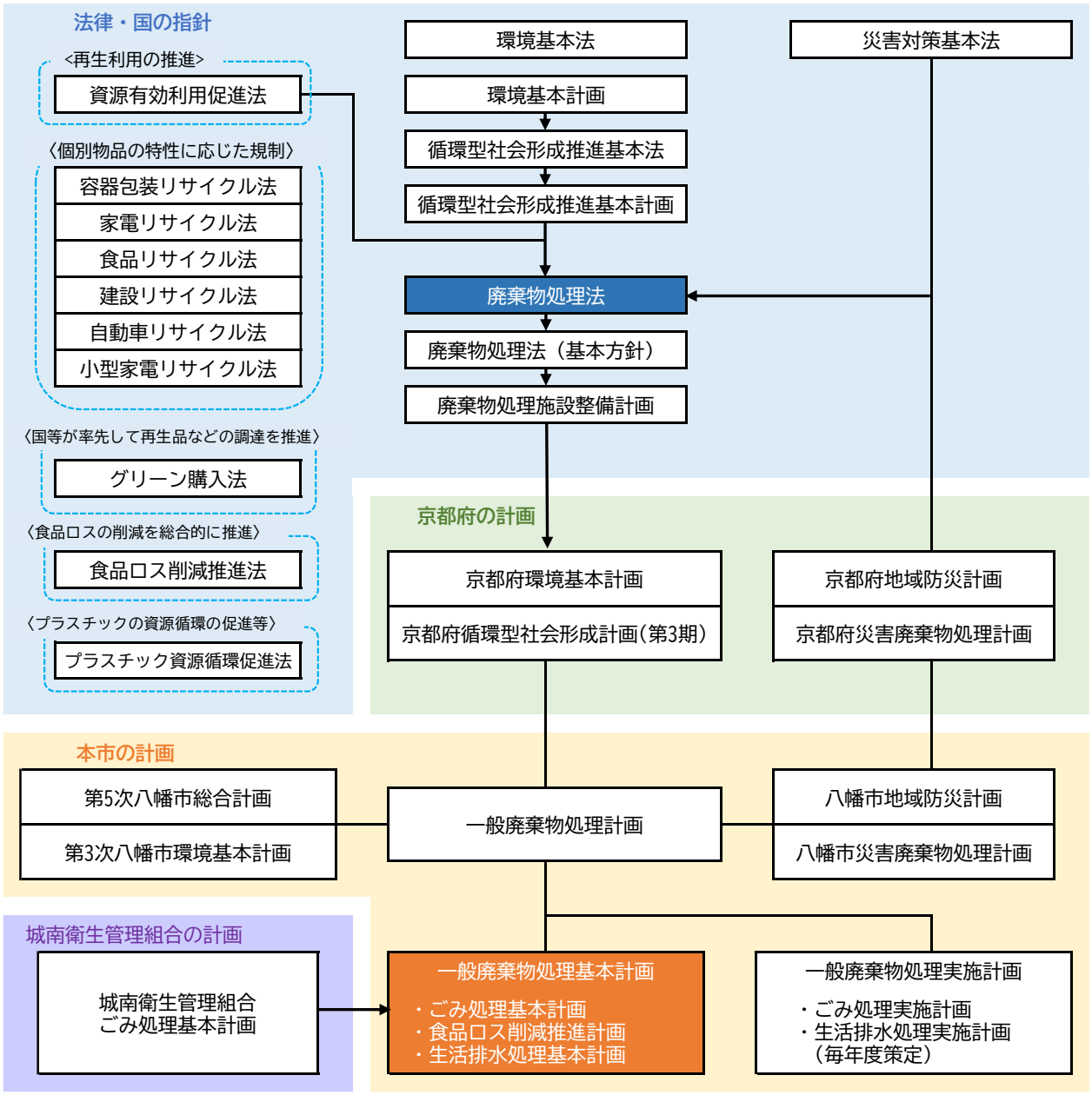


図 1-1-1 計画の位置付け

2. 国・府・組合の関連計画

Ⅰ）国の定める計画

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、その実現に向けて計画目標年度までに国が講ずべき施策を示した「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和 6 年 8 月に閣議決定しました。この計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、概ね 5 年ごとに見直される総合的な国家計画です。

表 Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 5 つの重要分野と 2030 年の目標値

重点分野	2030年度の主な目標
循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	資源生産性：約60万円/t 1人当たり天然資源消費量：約11t/人・年 再生可能資源及び循環資源の投入割合：約34% 入口側の循環利用率：約19% 出口側の循環利用率：約44% 最終処分量：約1,100万t
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	循環経済関連ビジネスの市場規模：80兆円以上 バイオマスプラスチック導入量：約200万t 認定長期優良住宅のストック数：約250万戸 プラスチック再生利用量：2030年度までに倍増 金属リサイクル原料の処理量：2030年度までに倍増 家庭から廃棄される衣類：2020年度比25%削減
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	1人1日当たりごみ焼却量：約580g 食品ロス：2000年度比半減 使用済紙おむつの再生利用等を実施・検討した自治体：150自治体
資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行	一般廃棄物最終処分場の残余年数：2020年度の水準（22年分）を維持 産業廃棄物最終処分場の残余年数：2020年度の水準（17年分）を維持 電子マニフェスト捕捉率：75% 災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%・市町村100% 災害廃棄物に係る教育・訓練実施率：都道府県100%・市町村60%
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量：約50万t（2020年比5割増）

（２）廃棄物処理法に基づく基本方針

「廃棄物処理法に基づく基本方針」は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回改正した平成 22 年以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 1 月に「廃棄物処理法に基づく基本方針」を改訂しました。

（３）廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法に基づく基本方針に即して定められるものとしています。

国は、当該計画に定められた各重点目標の推移や社会状況の変化を踏まえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「廃棄物処理法に基づく基本方針」や「第五次循環型社会推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、平成 30 年 6 月に新たな整備計画を定めました。

２）府の定める計画

京都府では、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくためにこれまでの対策指針である「京都府循環型社会形成計画(第 2 期)」を改定し、「京都府循環型社会形成計画(第 3 期)」を掲げました。

計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としています。

本計画では、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の実現を目指し、3R の推進や廃棄物の適正処理、非常災害時における廃棄物処理体制の構築などを通じて、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を推進しています。気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにすることとしています。



３)城南衛生管理組合の定める計画

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町の 3 市 3 町で構成された組合です。

2024 年 3 月に「城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（令和 5 年度策定版)」を策定し、3 つの基本方針を掲げています。①排出段階での対策、②資源化対策、③適正処理対策の 3 つの基本方針であり、ごみ総排出量等について数値目標を設定し、効率的なごみ減量及び長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指しています。

計画期間は令和 6 年から令和 15 年までの 10 年間としています。

表 Ⅰ-1-2 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画

基本方針　1 （排出段階での対策）	「構成市町との連携による排出抑制の徹底」 ごみの収集事業を運営する構成市町と収集されたごみに対し中間処理事業、最終処分事業を運営する本組合が連携して分別収集のさらなる啓発を図る。 また、環境教育などを通じて 3R の中でも最も重要な Reduce（リデュース：排出抑制）について率先して取り組むことにより、排出抑制の徹底を図る。
基本方針 2 （資源化対策）	「効率的かつ多様な資源化体制の整備による循環型社会の構築」 さらなる分別収集を進め、徹底した排出抑制を行った上で、発生する不要物については、Reuse（リユース：再使用）及び Recycle(リサイクル：再生利用）に努め、効率的かつ多様な資源化体制を整備し、さらなる循環型社会の構築を目指す。
基本方針　3 （適正処理対策）	「環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による脱炭素社会の構築」 ごみの排出抑制、再使用、再生利用を図った上で、発生する不要物については、地球環境保全の観点から周辺環境に対し負荷の少ない、安全かつ適正なごみの処理・処分を行う。 また、ごみ焼却施設にて、ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し、脱炭素社会の構築を目指す。

表 Ⅰ-1-3 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画における数値目標

数値目標項目	単位	基準年度	計画目標年度
		令和4年度	令和9年度
ごみ総排出量	t	103,420	101,404
家庭ごみ排出量	t	69,386	67,154
事業系ごみ排出量	t	22,821	23,335
リサイクル率(再資源化量)	t	18.1% (18,749)	18% (18,246)
最終処分量	t	15,013	15,353

3. 計画対象区域とごみの適用範囲

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

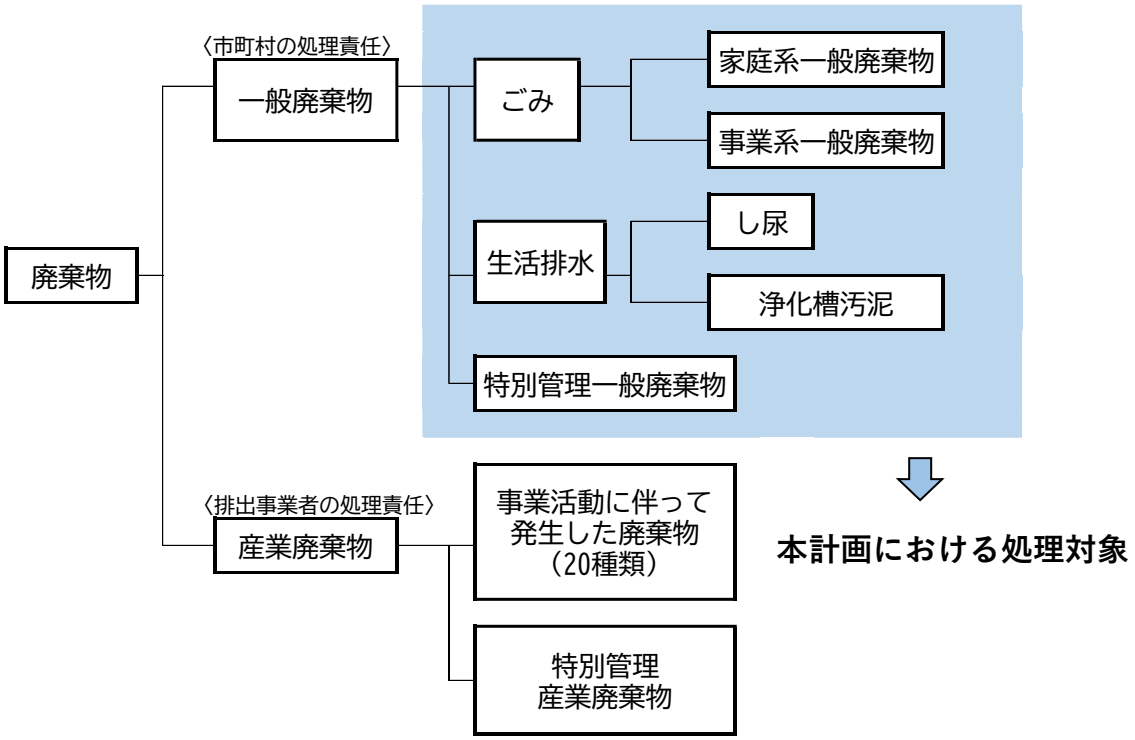


図 Ⅰ-1-2 本計画の適用範囲

※特別管理一般廃棄物とは…

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理一般廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。



4. 計画の目標年次

本計画は 10 年間の長期的展望をふまえた計画とし、計画策定年度（令和 9 年度）を初年度として、10 年目の令和 18 年度を計画目標年次と設定します。また、5 年目の令和 13 年度を中間目標年次として、見直しや改定を必要に応じて実施します。

本計画及び関連計画の計画期間を次に示します。

年度	和暦	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
総合計画		第5次八幡市総合計画																		
環境基本計画						第3次八幡市環境基本計画 計画期間：令和4年～令和13年度														
一般廃棄物処理基本計画											第4次八幡市一般廃棄物処理基本計画 計画期間：令和9年～令和18年度									
地球温暖化対策実行計画						第4次八幡市地球温暖化対策実行計画 計画期間：令和4年～令和8年度														

図 Ⅰ-1-3 計画期間と目標年度

5. 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくため、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていきます。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）の PDCA サイクルにより、継続的改善を図ります。また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行います。

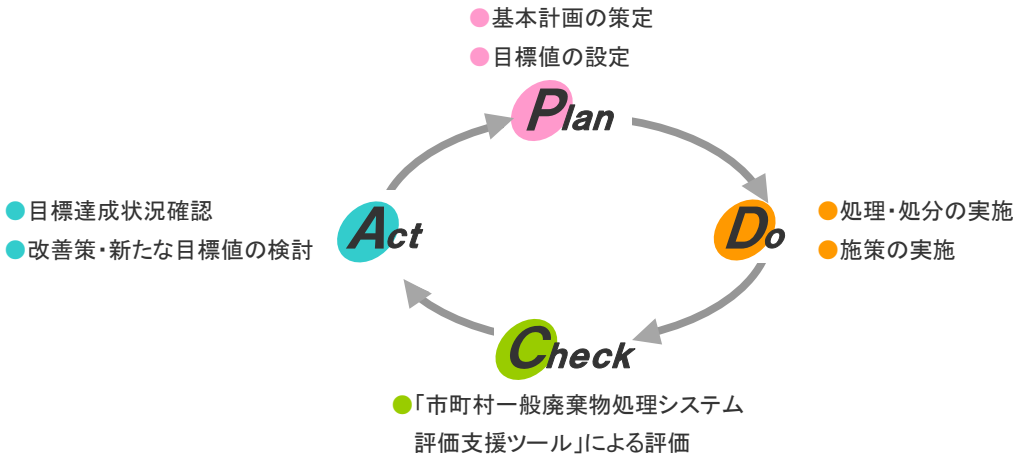


図 Ⅰ-1-4 計画の進行管理

第2章 市の概況

第Ⅰ節 本市の状況

1. 沿革・地勢

本市は、京都府の南西部、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置する地域であり、市面積は 24.35 ㎢、皇室や武家から庶民まで幅広い信仰を集めていた石清水八幡宮の鳥居前町として発達しました。

北部から東部にかけては島本町・大山崎町・京都市・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市、西部は枚方市と隣接しており、大阪と京都という二大都市の中間に位置し、交通至便な立地条件を有しています。

また、国宝に指定された社殿のある「石清水八幡宮」や名勝として指定されている「松花堂及び書院庭園」などがあり、歴史ある地域となっております。



図 1-2-1 位置図

2. 気象特性

本市の令和 7 年の気温は、最高値が 7 月の 39.6℃、最低値が 2 月の-3.4℃であり、一年を通して温暖な気候となっています。

降水量は、年間 1,481.5㎜ で、8 月が最も多くなっています。

表 Ⅰ-2-1 平均気温と降水量の推移

年月		平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	降水量（㎜）
R5		17.5	39.6	-3.0	1243.5
R6		17.9	39.4	-1.3	1603.5
R7	1月	5.4	14.7	-2.0	14.0
	2月	4.3	15.2	-3.4	19.0
	3月	10.0	25.6	0.0	97.0
	4月	15.4	29.6	4.3	51.0
	5月	20.0	31.3	8.8	180.0
	6月	25.3	36.8	14.3	295.5
	7月	30.3	39.6	24.3	180.5
	8月	30.2	38.6	23.1	305.5
	9月	27.6	37.2	18.5	90.5
	10月	20.6	31.0	8.5	163.5
	11月	12.5	22.3	3.8	27.5
	12月	8.3	19.4	0.7	57.5
	合計	-	-	-	1481.5
	平均	17.5	-	-	-

出典：R5は八幡市統計書、R6、R7は気象庁データより受領

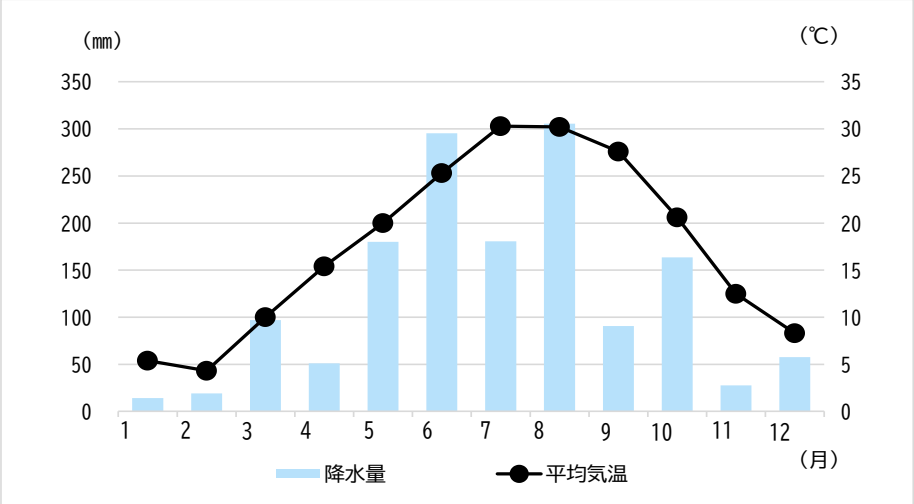


図 Ⅰ-2-2 平均気温と降水量の推移

3. 人口

１）人口と世帯数

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、令和 7 年度人口は 68,199 人で、世帯数は 34,364 世帯となっています。

表 Ⅰ-2-2 人口の推移

年度	人口（人）		世帯数（世帯）		1世帯あたり人口（人）
	人口	増減	世帯数	増減	
H28	72,292	－	32,446	－	2.23
H29	71,802	-490	32,583	137	2.20
H30	71,447	-355	32,800	217	2.18
R1	70,958	-489	33,027	227	2.15
R2	70,469	-489	33,276	249	2.12
R3	70,013	-456	33,419	143	2.10
R4	69,660	-353	33,725	306	2.07
R5	69,258	-402	33,993	268	2.04
R6	68,789	-469	34,254	261	2.01
R7	68,199	-590	34,364	110	1.98

出典：八幡市人口集計表

※H28～R7：各年度9月末人口

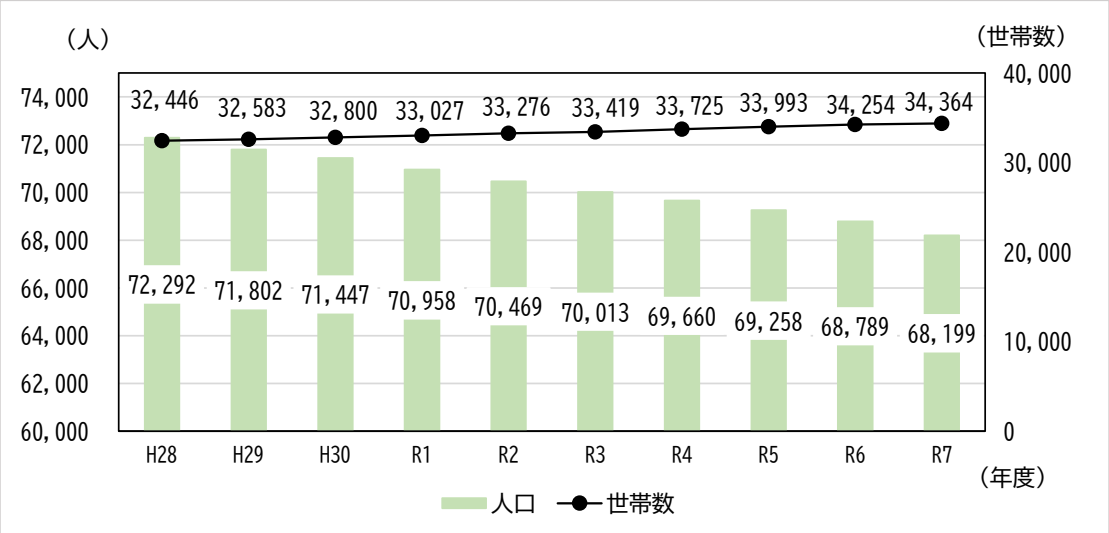


図 Ⅰ-2-3 人口の推移

２）年齢別人口構成

年齢別人口構成は、75～79 歳の人口が最も多く、次に 50～54 歳の人口が多くなっています。総数に占める割合は、年少人口が 10.0%、生産年齢人口が 57.9%、老年人口が 32.1%を占めています。

表 Ⅰ-2-3 年齢別人口構成

単位：人

項目		総数	男	女
年少人口	0～4	1,793	914	879
	5～9	2,259	1,196	1,063
	10～14	2,736	1,333	1,403
	小計	6,788	3,443	3,345
生産年齢人口	15～19	3,208	1,656	1,552
	20～24	3,474	1,820	1,654
	25～29	3,107	1,611	1,496
	30～34	3,078	1,609	1,469
	35～39	3,091	1,624	1,467
	40～44	3,728	1,925	1,803
	45～49	4,556	2,285	2,271
	50～54	5,852	2,961	2,891
	55～59	5,109	2,635	2,474
	60～64	4,137	2,026	2,111
	小計	39,340	20,152	19,188
老年人口	65～69	3,721	1,766	1,955
	70～74	4,541	2,073	2,468
	75～79	6,033	2,614	3,419
	80～84	3,956	1,740	2,216
	85～89	2,280	944	1,336
	90～94	989	326	663
	95～99	233	45	188
	100～	37	4	33
	小計	21,790	9,512	12,278
総数		67,918	33,107	34,811

出典：八幡市人口集計表 ※令和8年3月末現在

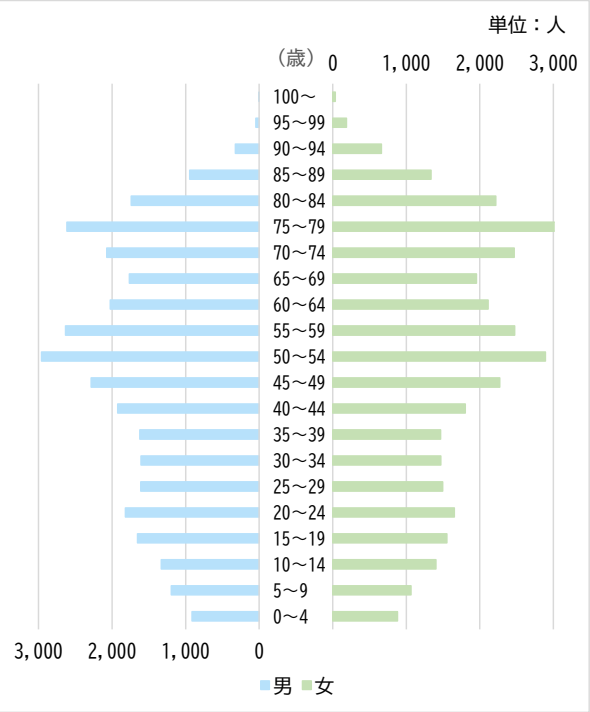


図 Ⅰ-2-4 年齢別人口構成



4. 産業

令和３年の産業別就業者数の割合は、第一次産業が 0.6%、第二次産業が 23.2%、第三次産業が 76.2%となっています。また、事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」で 501 事業所であり、次いで「製造業」、「医療、福祉」が続きます。従業員数では、「卸売業、小売業」が 5,574 人と最も多く、次いで「製造業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」の順となっています。

表 Ⅰ-2-4 産業別従業者数

項目		事業所数（件）	従業者数（人）
第一次産業	農業	9	160
	林業	0	0
	漁業	0	0
	小計	9	160
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	161	951
	製造業	228	5,252
	小計	389	6,203
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	121
	情報通信業	12	29
	運輸業、郵便業	149	4,954
	卸売業、小売業	501	5,574
	金融業、保険業	16	152
	不動産業、物品賃貸業	123	445
	学術研究、専門・技術サービス業	50	161
	宿泊業、飲食サービス業	139	1,677
	生活関連サービス業、娯楽業	160	802
	教育、学習支援業	79	981
	医療、福祉	174	3,337
	複合サービス業	9	236
	サービス業（他に分類されないもの）	163	1,332
	公務（他に分類されるものを除く）	14	609
	小計	1,595	20,410
総数		1,993	26,773

出典：令和3年経済センサス-活動調査

5. 土地利用

地目別に土地の利用状況を見ると、「宅地」が最も多く 46.4%程度を占めており、次いで「田」の 23.5%、「畑」の 13.5%となっています。

表 Ⅰ-2-5 地目別土地面積

	山林	原野	宅地	田	畑	雑種地	合計
合　　計（ha）	76.3	1.7	655.5	332.1	190.1	157.1	1,412.8
構 成 比（%）	5.4	0.1	46.4	23.5	13.5	11.1	100.0

出典：八幡市統計書（令和7年1月1日現在）

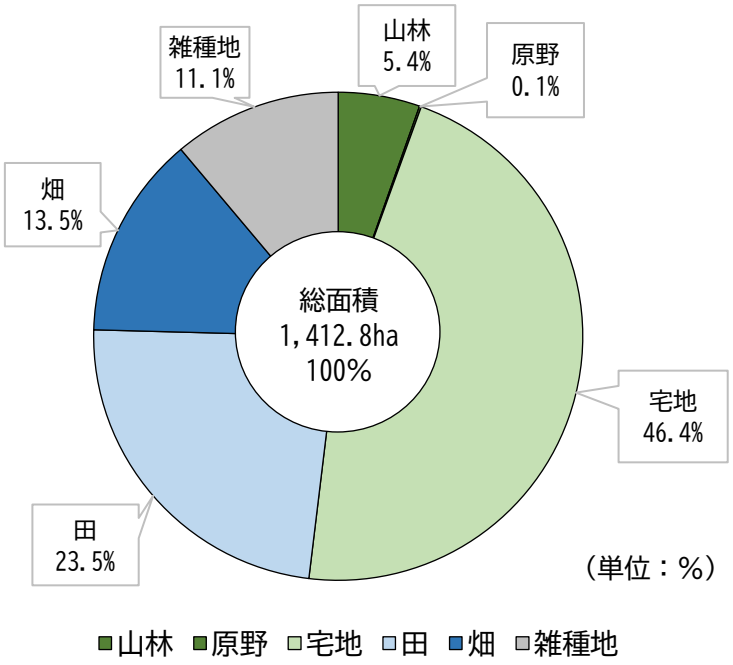


図 Ⅰ-2-5 地目別土地面積割合



第2節 本市の関連計画

1.総合計画

本市では、平成 28 年度を目標年度とした第 4 次八幡市総合計画を平成 19 年に策定し、新たに平成 30 年 3 月に第 5 次八幡市総合計画を策定しました。

1）第 5 次八幡市総合計画の概要

「第 5 次八幡市総合計画」において目指すべき将来像について、表 1-2-6 のとおり掲げています。

表 1-2-6 第 5 次八幡市総合計画の概要

まちづくりの基本理念	「みんなで創る」まちづくり 「シビックプライド(愛着と誇り)」によるまちづくり 将来世代に豊かな生活を引き継ぐ「サステイナブル(持続可能)」なまちづくり
将来像	『みんなで創って好きになる　健やかで心豊かに暮らせるまち ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata ～』
基本目標	共生　ともに支え合う「共生のまち　やわた」 未来　子供が輝く「未来のまち　やわた」 健幸　誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち　やわた」 観幸　自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち　やわた」 活力　しなやかに発展する「活力のまち　やわた」 安心・安全　持続可能な「安心・安全のまち　やわた」



第2編　ごみ処理基本計画



第1章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の体系

1. ごみ処理の体系

本市のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される家庭系ごみ(大型ごみ以外)の収集は市により行われており、大型ごみは市役所へ持ち込むか戸別収集によって行われています。

事業所等より排出される事業系ごみは、許可業者への委託により行われています。

ごみの中間処理は、城南衛生管理組合の各施設で行っています。また、当該組合の「クリーンパーク折居」、「クリーン 21 長谷山」において、燃やすごみの焼却処理を行い、燃やさないごみについては「クリーン 21 長谷山」と同所にある「リサイクルセンター長谷山」において処理を行っており、プラスチック資源の再資源化も同センターで行っています。

プラスチック資源以外の資源物は「エコ・ポート長谷山」で再資源化を行っています。

最終処分については、最終処分場「グリーンヒル三郷山」、「宇治廃棄物処理公社」及び「大阪湾広域臨海環境整備センター」(以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。)で行っています。

本市におけるごみ処理フローは図 2-1-1 のとおりです。

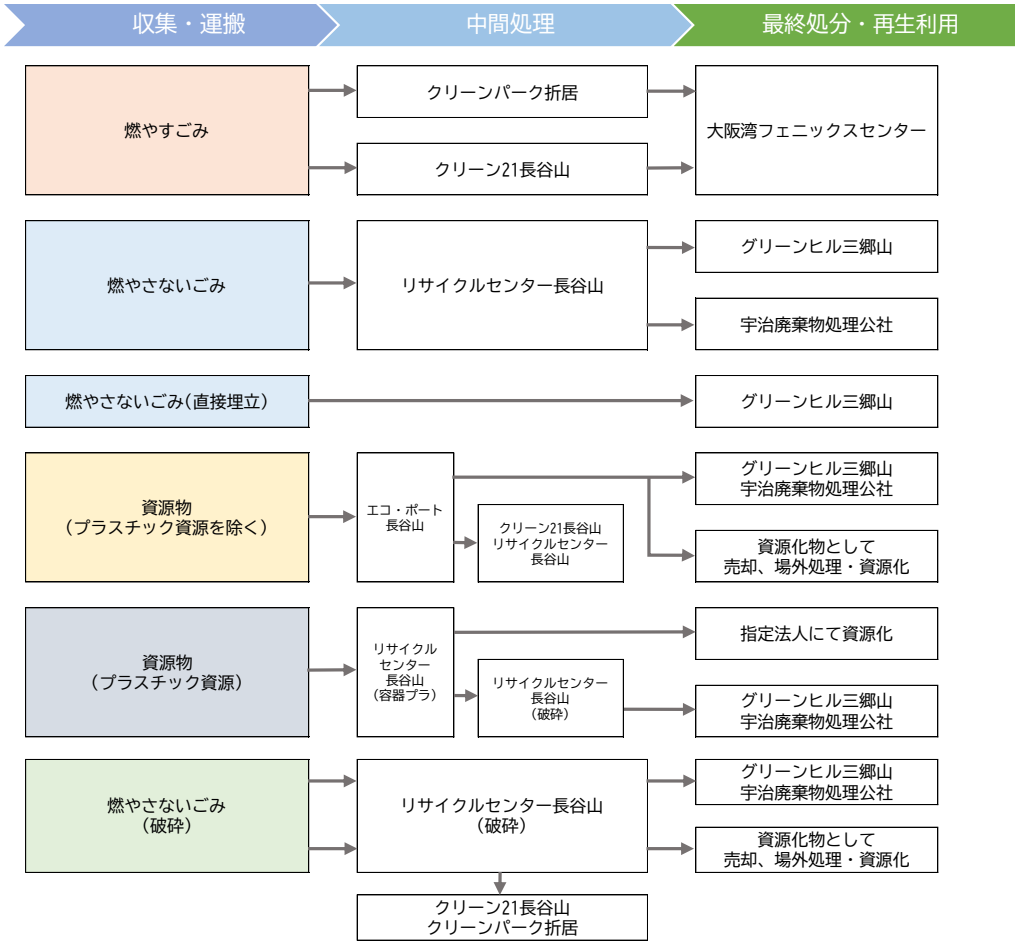


図 2-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理経費

令和 7 年度のごみ処理事業費は約 12 億 4,345 万円で、1 人当たりの年間処理経費は約 1 万 8 千円となります。

なお、各年度のごみ処理経費については、環境省による一般廃棄物処理実態調査の結果をもとに集計しておりますが、令和 5 年度以降の委託費について経費の見直しをしており、同一基準に合わせるため令和 4 年度以前の数値を修正して計上しております。

表 2-1-1 ごみ処理経費の推移

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ処理経費	人件費	千円	327,307	306,480	331,718	350,515	371,656
	処理費	千円	13,976	14,116	24,142	24,014	25,589
	委託費	千円	170,893	171,365	170,373	201,613	245,611
	車両購入費等	千円	0	6,055	9,057	0	2,325
	組合分担金	千円	455,523	485,854	551,029	589,219	598,277
合計		千円	967,699	983,870	1,086,319	1,165,361	1,243,458
人口		人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
1 人当たり年間処理経費		千円/人	14	14	16	17	18

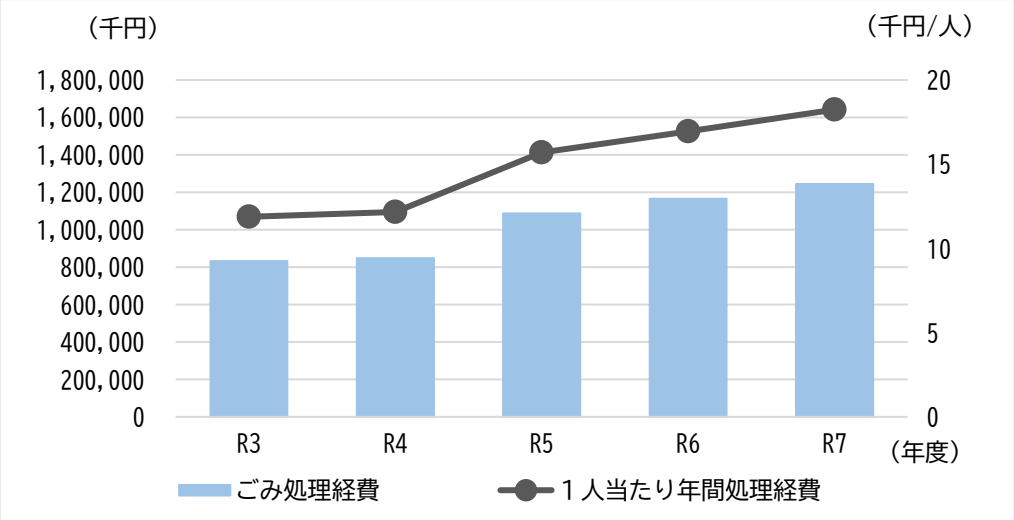


図 2-1-2 ごみ処理経費の推移

3. 分別区分の状況

本市が収集する家庭系ごみの分別区分、収集回数は表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2 ごみ分別区分及び収集回数

分別区分		ごみ袋	対象	収集回数
燃やすごみ		45L 以下の透明 もしくは 白色半透明の袋	動植物性素材類（野菜くず、魚介類等の骨、貝殻等） リサイクルできない紙類　衣類　草木類　生理用品 紙おむつ　在宅医療用注射器　プラスチック・ビニール類 汚れているプラスチック資源	2 回/週
燃やさないごみ		45L 以下の透明 もしくは 白色半透明の袋	家電類　金属類　刃物類　ガラス・陶器類　ゴム製品 プラスチック類　ビニール類　くつ・かばん等　アルミ箔 乾燥剤　布団等寝具類	1 回/週
プラスチック資源		45L 以下の透明 もしくは 白色半透明の袋	カップ・トレイ類　ボトル類　チューブ類 発泡スチロール類　プラマーク製品及び 100%プラスチックでできた長さ 50 ㎝未満の製品	1 回/週
資源物	カン 紙パック	資源物置場に 備えてある 青色のネット	カン　紙パック	毎月 第 1・3 指定曜日
	ペットボトル ビン スプレー缶 カセットボンベ	資源物置場に 備えてある 青色のカゴまたは青色のネット	ペットボトル　ビン　スプレー缶　カセットボンベ	毎月 第 2・4 指定曜日

第2節 助成事業

1. 再生資源化奨励金

本市では、ごみの減量化と資源リサイクルを促進するとともに、ごみ問題の解決と環境保全への意識の向上を図るため、市内の資源物の集団回収を行う実施団体に対し、再生資源化奨励金を交付しています。

表 2-1-3 再生資源化奨励金

奨励金交付額	手続き方法	対象
資源物の回収量 4 円/kg （100 円未満切り捨て）	2 ヶ月ごとに、以下の書類を提出 ・八幡市再生資源化奨励金交付請求書 ・八幡市再生資源化奨励金実績報告書 ・回収業者発行の計量伝票（重量が明記されているもの） ・啓発チラシ、写真等実施状況のわかる書類（任意）	資源物の回収を定期的かつ継続的に行う自治会・町内会・子ども会・PTA 等の各地域の住民で構成する営利を目的としない団体または社会福祉法人

※奨励金の額は 1 ヶ月あたり 10 万円までを限度とします。

第3節 ごみ排出量

1. ごみ総排出量

本市のごみ総排出量（収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収の合計）は、令和 7 年度で 17,385t/年であり、令和 3 年度と比較すると約 14.4%減少しています。

収集ごみは、令和 7 年度で 15,722t/年、直接搬入ごみは 485t/年でした。収集ごみは 5 年間で減少傾向にありますが、直接搬入ごみについては増減を繰り返しています。

本市のごみ総排出量は、市が家庭から収集する、又は許可業者が事業者から収集する「収集ごみ」、市民や事業者等が処理施設へ直接持ち込む「直接搬入ごみ」、自治会等が行う資源物の「集団回収量」の合計として整理しています。

表 2-1-4 ごみ総排出量実績

項目			単位	R3	R4	R5	R6	R7
人口			人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
収集ごみ①			t/年	18,208	17,569	16,527	16,106	15,722
	家庭系	燃やすごみ	t/年	11,300	11,013	10,415	10,170	10,090
		燃やさないごみ	t/年	2,572	2,491	2,178	2,075	2,171
		資源物	t/年	1,075	1,053	1,098	1,073	1,041
	事業系	燃やすごみ	t/年	3,261	3,012	2,836	2,788	2,420
直接搬入ごみ②			t/年	546	580	602	480	485
	事業系	燃やすごみ	t/年	166	193	211	186	193
		燃やさないごみ	t/年	206	234	234	185	213
		資源物	t/年	174	153	157	109	79
集団回収量③			t/年	1,549	1,479	1,361	1,274	1,178
ごみ総排出量①+②+③			t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
	家庭系ごみ		t/年	14,947	14,557	13,691	13,318	13,302
	事業系ごみ		t/年	3,807	3,592	3,438	3,268	2,905
	集団回収量		t/年	1,549	1,479	1,361	1,274	1,178

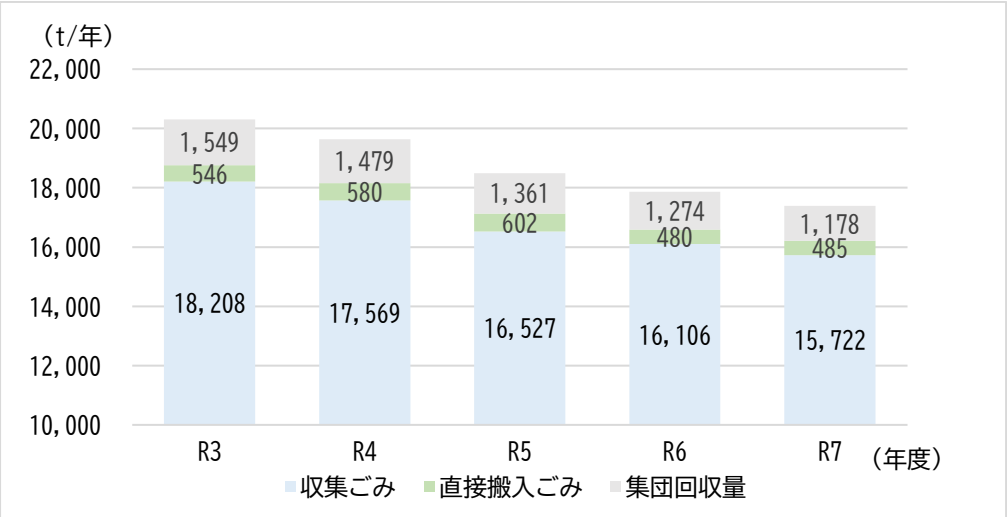


図 2-1-3 ごみ総排出量実績

2. 1人1日当たりのごみ総排出量

収集・直接搬入ごみの年間総排出量を、人口で除した１人１日当たりのごみ総排出量は令和７年度で 698.4g/人・日となっており、令和３年度と比較すると、約 12.1%減少しています。

全国平均（令和６年度：839g/人・日）より低いごみ総排出量となっており、京都府平均（令和６年度：736g/人・日）と比較しても低いごみ総排出量を記録しています。

また、令和７年度の１人１日当たりの収集ごみ総排出量は 631.5g/人・日、１人１日当たりの直接搬入ごみ総排出量は 19.6g/人・日となっています。

表 2-1-5 1人1日当たりのごみ排出量実績

項目			単位	R3	R4	R5	R6	R7
人口			人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
収集ごみ①			g/人・日	712.5	691.0	652.0	641.4	631.5
	家庭系	燃やすごみ	g/人・日	442.2	433.1	410.9	405.1	405.3
		燃やさないごみ	g/人・日	100.6	98.0	85.9	82.6	87.2
		資源物	g/人・日	42.1	41.4	43.3	42.7	41.8
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	127.6	118.5	111.9	111.0	97.2
直接搬入ごみ②			g/人・日	21.4	22.8	23.7	19.1	19.6
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	6.5	7.6	8.3	7.4	7.8
		燃やさないごみ	g/人・日	8.1	9.2	9.2	7.4	8.6
		資源物	g/人・日	6.8	6.0	6.2	4.3	3.2
集団回収量③			g/人・日	60.6	58.2	53.7	50.7	47.3
ごみ総排出量①+②+③			g/人・日	794.5	772.0	729.4	711.2	698.4
	家庭系ごみ		g/人・日	584.9	572.5	540.1	530.4	534.3
	事業系ごみ		g/人・日	149.0	141.3	135.6	130.1	116.8
	集団回収量		g/人・日	60.6	58.2	53.7	50.7	47.3

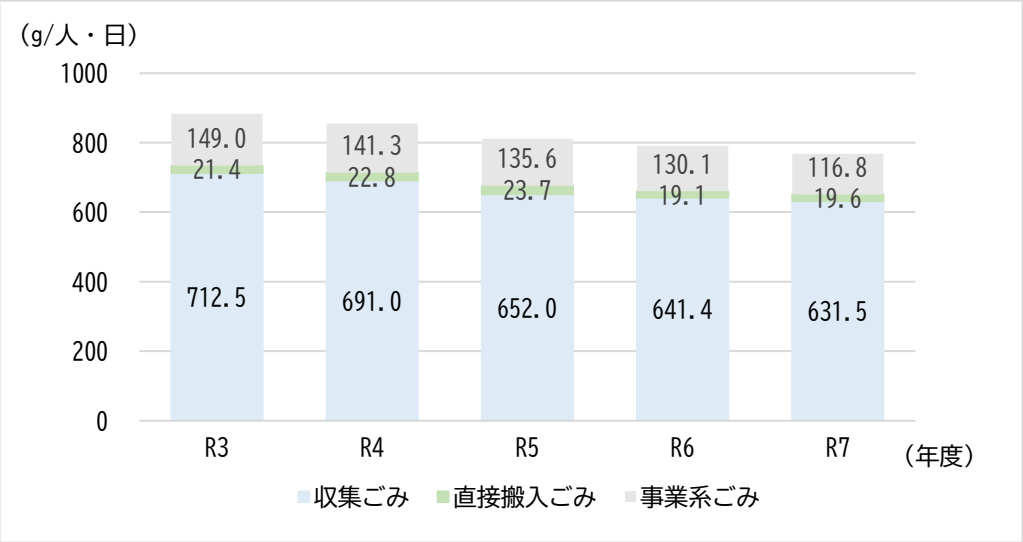


図 2-1-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

3. 中間処理量

1）焼却処理量

本市における焼却処理量は、令和3年度から比較すると全体的に減少傾向にあり、令和7年度実績において13,919ｔ/年となっています。ごみ総排出量における焼却処理量の割合については、家庭系ごみが58.0%、事業系ごみが15.0%、残渣焼却が7.0%となっており、全体では80.1%を占めています。

表 2-1-6 焼却処理量実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
直接焼却	家庭系燃やすごみ	t/年	11,300	11,013	10,415	10,170	10,090
	事業系燃やすごみ	t/年	3,427	3,205	3,047	2,974	2,613
残渣焼却		t/年	1,548	1,431	1,293	1,208	1,216
合計		t/年	16,275	15,649	14,755	14,352	13,919

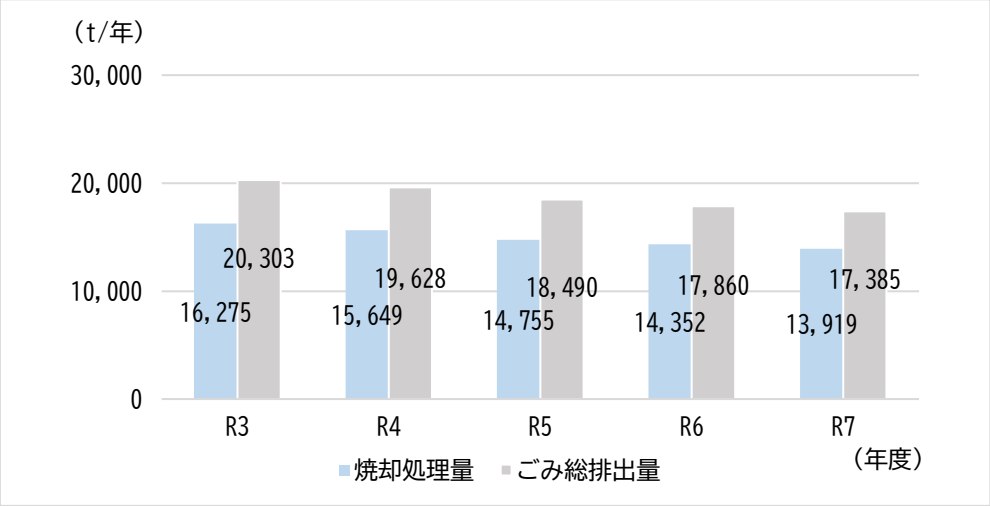


図 2-1-5 焼却処理量実績



２）埋立処分量

本市における埋立処分量は、令和３年度から比較すると減少傾向にあり、令和７年度実績において 2,845ｔ/年となっています。ごみ総排出量における埋立処分量の割合については、直接焼却量が 9.7%、中間処理量が 5.7%、直接最終処分量が 1.1%となっており、全体では 16.4%を占めています。

表 2-1-7 埋立処分量実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
埋立処分量	直接焼却量	t/年	1,927	1,866	1,738	1,700	1,678
	中間処理量	t/年	1,068	1,041	1,017	994	984
	直接最終処分量	t/年	250	323	151	96	183
合計		t/年	3,245	3,230	2,906	2,790	2,845

３）資源化量

資源化量をごみ総排出量で除したリサイクル率については、令和 7 年度で 13.3%となっています。

表 2-1-8 リサイクル率実績

		単位	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ総排出量		t/年	20,303	19,628	18,490	17,860	17,385
資源化量	紙類	t/年	1,427	1,366	1,262	1,178	1,093
	紙パック	t/年	26	22	23	20	23
	金属類	t/年	273	265	243	238	234
	ガラス類	t/年	205	220	221	208	221
	ペットボトル	t/年	136	154	145	146	144
	容器包装プラスチック	t/年	314	311	382	399	400
	布類	t/年	117	113	99	96	85
	廃食用油	t/年	5	0	0	0	6
	その他	t/年	207	164	192	133	100
合計		t/年	2,710	2,615	2,567	2,418	2,306
リサイクル率		%	13.3	13.3	13.9	13.5	13.3

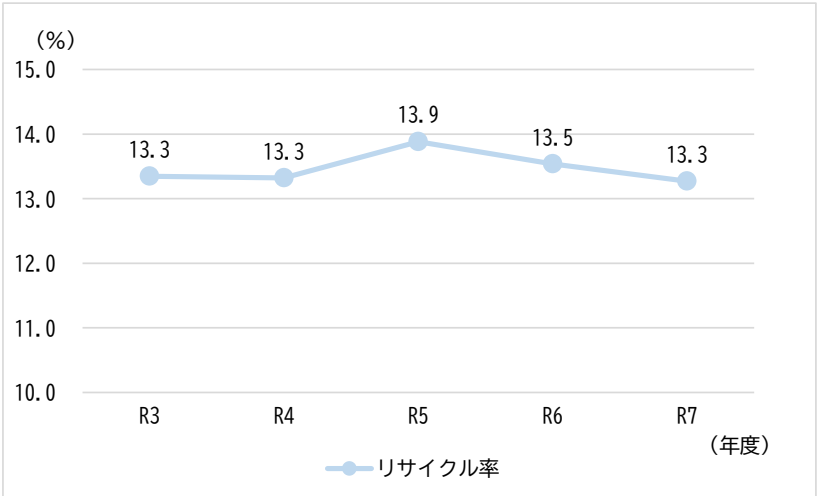


図 2-1-6 リサイクル率実績

第4節 施設概要

1. 中継施設

本市で処理するごみは中間処理施設に行く前に「沢中継施設」へ集約され、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック資源をそれぞれ専用のホッパで受け入れます。その後、燃やすごみは大型コンテナに、燃やさないごみ及びプラスチック資源は塵芥車に積み替え、各中間処理施設へ運搬しています。

表 2-1-9 沢中継施設の概要

項目	内容
施設名称	沢中継施設
所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
建設年度	着工 令和3年5月 竣工 令和5年3月　供用開始 令和5年4月
処理能力	燃やすごみ：82ｔ/日（コンパクタ・コンテナ方式） 燃やさないごみ：13ｔ/日（スライドデッキ積替方式） プラスチック資源：6ｔ/日（スクリュコンベヤ方式）
敷地面積	30,541.76㎡
建築面積	1,566.59㎡

2. 中間処理施設

本市における燃やすごみは、「クリーンパーク折居」及び「クリーン 21 長谷山」において焼却処理を行っています。

燃やさないごみは「リサイクルセンター長谷山」において破砕・選別処理を行い、資源物のうち、缶類、びん類、紙パック及びペットボトルは「エコ・ポート長谷山」において選別・圧縮・保管等の処理を、プラスチック資源は「リサイクルセンター長谷山」において資源化処理を行っています。

表 2-1-10 中間処理施設の概要

項目	内容
施設名称	クリーンパーク折居
所在地	京都府宇治市宇治折居18番地
建設年度	着工 平成27年2月 竣工 平成30年3月 供用開始 平成30年4月
処理能力	57.5t/24h×2 炉
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
敷地面積	30,237.5㎡
建築面積	3,549.94㎡
設計基準	低質：5,850kJ/kg 基準：8,360kJ/kg 高質：10,450kJ/kg

項目	内容
施設名称	クリーン21長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成15年10月 竣工 平成18年8月 供用開始 平成18年9月
処理能力	120t/24h×2 炉
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
敷地面積	27,287.4㎡
建築面積	6,314.63㎡
設計基準	低質：7,535kJ/kg 基準：9,628kJ/kg 高質：11,721kJ/kg

項目	内容
施設名称	リサイクルセンター長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成24年7月 竣工 平成27年3月 供用開始 平成27年4月
処理能力	粗大・燃やさないごみ 60t/日
	プラスチック資源 17t/日
処理方式	二軸低速回転式
	竪型高速回転式
敷地面積	27,287.4㎡

項目	内容
施設名称	エコ・ポート長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1の270
建設年度	着工 平成 9年11月 竣工 平成11年1月 供用開始 平成11年2月
処理能力	缶類・びん類・ペットボトル・紙パック：46t/日
敷地面積	27,287.4㎡
建築面積	1,580㎡

3. 最終処分場

本市の最終処分は「グリーンヒル三郷山」及び、「奥山埋立処分地」にて行われていましたが、平成 13 年に奥山埋立処分地での埋立が終了したため、現在は「グリーンヒル三郷山」と大阪湾にある「大阪湾フェニックスセンター」に搬入されています。

「グリーンヒル三郷山」では、主に土砂類、燃やさないごみ、破砕処理後の不燃物残渣、資源化処理後の残渣及び沈砂を埋立処分しています。燃やすごみの焼却灰については全てで埋立処分を行っています。

また、破砕処理後の不燃物残渣については「宇治廃棄物処理公社」においても埋立処分を行っています。

表 2-1-11 最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	グリーンヒル三郷山
所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1－3
敷地面積	59,000㎡
埋立全体容量	200,000㎥
埋立方法	サンドイッチ工法
遮水方法	表面遮水工（遮水シート工法）
浸出水処理方式	生物処理＋高度処理
処理能力	100㎥/日
埋立開始年月	平成13年4月

項目	内容
処理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）
施設名称	大阪沖埋立処分場
所在地	大阪府大阪市此花区北港緑地地先
敷地面積	950,000㎡
埋立全体容量	14,000,000㎥
埋立方法	サンドドレーン工法
埋立開始年月	平成21年10月

項目	内容
処理主体	一般財団法人宇治廃棄物処理公社
施設名称	廃棄物埋立処分地
所在地	京都府宇治市池の尾仙郷山6-2
敷地面積	123,459㎡
埋立全体容量	1,171,156㎥
埋立方法	サンドイッチ方式
埋立開始年月	昭和53年6月

第5節 前回計画の検証

1.数値目標の検証（達成状況）

1）1人1日当たりのごみ排出量

前回計画における1人1日当たりのごみ排出量の目標値は、平成13年度から平成27年度までの人口増減を踏まえた人口推計等を基に設定しています。

前回計画では、令和8年度の1人1日当たりのごみ排出量の目標値を780g/人・日としていました。これに対し、令和7年度の実績は698.4g/人・日となっており、計画目標年度を前に目標値を下回っています。このことから、1人1日当たりのごみ排出量については、前回計画の目標を達成している状況にあるといえます。

一方で、今後も人口減少や社会情勢の変化等が見込まれることから、引き続き家庭系ごみ及び事業系ごみの排出状況を把握しながら、ごみの発生抑制や減量化に取り組み、現在の水準を維持していくことが必要です。

表 2-1-12 1人1日当たりのごみ排出量

数値目標項目	単位	実績	中間目標年度	現状	計画目標年度
		平成26年度	令和3年度	令和7年度	令和8年度
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	820.0	800.0	698.4	780.0

2）リサイクル率

前回計画では、令和8年度のリサイクル率の目標値を35.0%としていました。これに対し、令和7年度の実績は13.3%となっており、目標値を大きく下回っていることから、前回計画の目標達成には至っていない状況です。

また、平成26年度の実績14.9%と比較しても低い水準となっており、ごみ排出量の削減が進んでいる一方で、資源化の促進については引き続き課題が残っています。

今後は、資源物の適正な分別排出を一層推進するとともに、プラスチック資源等の回収・資源化を進める必要があります。あわせて、市民に分かりやすい分別方法の周知や、利用しやすい資源回収体制の充実を図り、リサイクル率の向上につなげていくことが必要です。

表 2-1-13 リサイクル率

数値目標項目	単位	実績	中間目標年度	現状	計画目標年度
		平成26年度	令和3年度	令和7年度	令和8年度
リサイクル率	%	14.9	30.0	13.3	35.0

2. 現状の施策の評価

現行計画の実施状況を表 2-1-14 および以下の総合評価にて示します。

Ⅰ）総合評価

前回計画に基づく各施策の進捗状況を総合的に評価すると、市民協働による発生抑制や分別徹底、収集体制の改善など、基盤的な取組は概ね着実に進展している一方、リサイクル率の向上や新規システム構築、制度面の強化など、計画の実効性を左右する領域では課題が残る状況となっています。

これらの評価結果を踏まえ、各項目ごとの進捗状況は以下のとおりです。

まず、Ⅰ「発生抑制優先行動への転換」では、市民・事業者・行政が連携した取組が継続されており、「マイバックキャンペーンの推進」「レジ袋の有料化の実現」など、行動変容の基盤づくりが進んでいます。また、学校や団体への環境教育・啓発活動も実施され、地域全体での意識醸成が図られています。一方で、事業者向けのごみ減量セミナー等は開催できておらず、事業活動における発生抑制の取組は十分に進展していません。

Ⅱ「廃棄物の減量と資源の循環」では、適正分別や排出管理の徹底が進み、住民や管理人と収集員の連携による運用改善や、プラスチック資源の収集範囲拡大など、現場レベルでの改善が見られます。しかし、リサイクル率は現状 13.3%にとどまり、目標 35.0%との乖離が大きくなっています。分別徹底や啓発は進んでいるものの、リサイクル率向上に直結する施策の効果が十分に現れておらず、ごみ有料化等の制度的手段も検討段階にとどまっています。

Ⅲ「事業系ごみの 3R の推進」では、事業所への指導・啓発や許可業者への搬入指導、搬入検査など、適正処理の確保に向けた基礎的取組が継続されています。一方で、「資源共同回収システム」「自動販売機空き缶回収システム」など、新規システムの構築は検討が進んでおらず、事業系ごみの資源化を進める上での重要施策が停滞しています。

Ⅳ「環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築」では、収集ルートの効率化検討や「ふれあい訪問収集」の実施、環境配慮型車両の導入など、運用面の改善が着実に進んでいます。また、循環型社会基盤施設や最終処分場については、広域的枠組みの中で適切に整備・確保されています。しかし、処理困難物への対応は周知徹底にとどまり、排出抑制や回収体制の強化など、より踏み込んだ施策の検討が求められています。

Ⅴ「計画推進のための基盤整備」では、実施計画による進行管理や推進体制の確立、広域的連携など、計画運営の基盤は概ね整備されています。しかし、条例改正は未実施であり、制度面での強化が進んでいません。手数料見直しの検討は進められているものの、減量インセンティブの制度化には至っておらず、計画の実効性確保に向けた制度的基盤の整備が課題となっています。

総じて、基盤的取組は進展しているものの、リサイクル率の向上や新規システムの構築、制度整備など、計画の成果を左右する領域での遅れが顕著です。

以上を踏まえ、今回計画ではリサイクル率の向上、事業系ごみの資源化強化、制度的手段の導入、分別徹底のさらなる強化など、構造的な改善策の実行が不可欠だと考えられます。

表 2-1-14 現状施策の実施状況一覧表

基本方針	取組内容
基本施策	現状
Ⅰ 発生抑制優先行動への転換	使い捨て商品の使用の自粛や壊れた製品の修理など、三者協働による環境にやさしいライフスタイルへの転換
1）三者協働による取組	市民、販売店等事業者、市が一体となってマイバックキャンペーンを推進し、レジ袋の有料化も実現している。
2）環境にやさしいライフスタイルへの転換	学校や各種団体等に啓発活動や環境教育を実施している。
3）環境に配慮した事業活動への転換	ごみ減量セミナー等の取組みは開催できていない。
Ⅱ 適正分別、リサイクルの推進	廃棄物の減量に向けた適正分別を徹底し、廃棄物の減量、廃棄物のリサイクルを推進し、みんなが参加できるリサイクルシステムの構築
1）分別排出ルールの周知徹底	情報提供の充実を図っている。
2）地域におけるごみ排出管理の徹底	住民や管理人と収集員の連携により徹底している。
3）みんなが参加できるリサイクルシステムの構築	プラスチック資源の収集範囲拡大の取組みを開始し、リサイクルの向上を図っている。
4）リサイクルシステムの安定化	リサイクル関連事業者との連携を強化している。
5）適正料金負担のあり方検討	ごみの有料化についての情報収集や検討をしている。
6）清潔な都市の維持	「まちかどのごみ」ゼロの日を引き続き実施している。
Ⅲ 事業系ごみの3Rの推進	ごみの排出者責任の確立
1）ごみの自己管理意識の浸透	パンフレットやホームページにより啓発を実施している。
2）事業所への減量指導の強化	事業所に対する指導・啓発を実施している。
3）許可業者への指導強化	毎年の城南衛生管理組合への搬入申請時に文書による搬入指導を実施している。
4）搬入検査等の充実	城南衛生管理組合での搬入検査を実施している。
5）資源共同回収システムの構築	回収システムの構築についての検討はできていない。
6）自動販売機空き缶容器回収システムの構築	回収システムの構築についての検討はできていない。
7）市が率先してごみ減量化を推進	環境マネジメントシステムを運用している。
8）ごみ処理費用の適正負担	ごみ処理手数料の見直しを城南衛生管理組合で実施している。
Ⅳ 環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築	リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備
1）リサイクルと適正処理の推進に適した収集・運搬体制の確立	資源回収の確立と拡大を検討している。プラスチック資源回収の実施を開始している。
2）収集運搬事業の効率化の推進	効率的な収集ルートの検討を実施している。
3）人に優しい効果的な収集システムの検討	「ふれあい訪問収集」を実施している。
4）収集作業の安全性の確保	研修会の実施等により安全意識の高揚を図っている。
5）環境に配慮した収集機材の拡大	バイオディーゼル使用の収集車の導入を実施している。
6）循環型社会基盤施設の整備	城南衛生管理組合において適切に整備されている。
7）最終処分場の安定的な確保	国や府において適切に確保されている。
8）適正処理困難物への対応強化	ホームページやごみ分別辞典などで処理困難物の周知徹底に努めている。
Ⅴ 計画推進のための基盤整備	減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり
1）ごみ処理基本計画の進行管理	実施計画の策定により管理している。
2）計画推進体制の確立	計画推進体制の確立に努めている。
3）相互理解・協働体制の確立	相互理解の確立に努めている。
4）ごみ減量等推進のための条例の整備	条例の改正は行っていない。手数料の見直しを検討している。
5）広域的連携の強化	城南衛生管理組合により3市3町が連携している。ごみ処理広域化検討調整会議に参加している。
6）循環型社会形成を目指した新たな社会経済システムの構築	循環型社会形成に向けたシステム構築に努めている。

第2章 ごみ処理の課題

第1節 課題の抽出

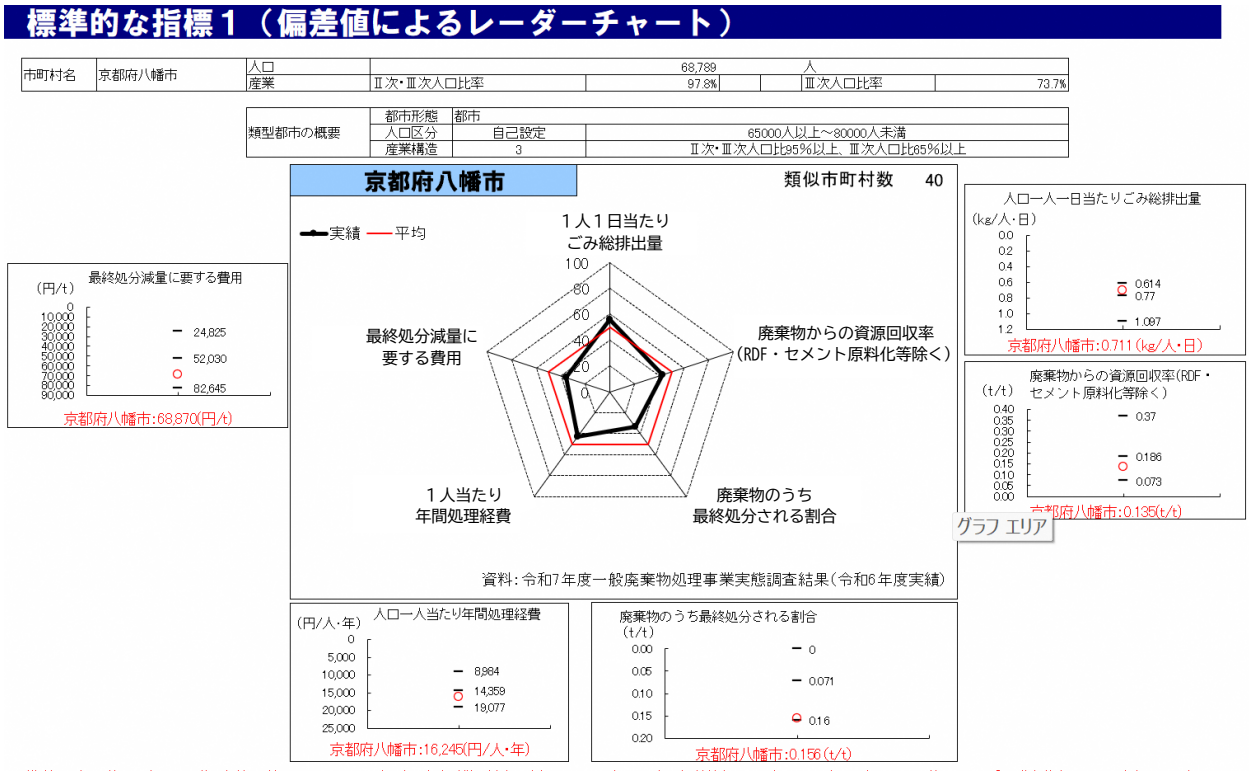
1. ごみ処理システムの評価

本市のごみ処理システムについて、全国平均及び類似市町村との比較による評価を行いました。

比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。

このツールで出している指標の算出方法は表 2-2-2 のとおりとなります。また、この図では類似市町村については、人口区分が 5 万～10 万人の市町としています（表 2-2-1）。それぞれの指標について、優れているほど値が外側になります。

１人１日当たりごみ総排出量においては全国平均を上回っていますが、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合、１人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の 4 項目は全国平均を下回る結果となっています。



※0～100 は偏差値を示す。（全国平均＝偏差値 50）

標準的な指標	人口1人1日当たりごみ総排出量（kg/人・日）	廃棄物からの資源回収率（RDF化・セメント原料化等除く）（t/t）	廃棄物のうち最終処分される割合（t/t）	1人当たり年間処理経費（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/t）
平均	0.77	0.186	0.071	14,359	52,030
八幡市	0.711	0.135	0.156	16,245	68,870
偏差値	56.1	42.7	33.3	42.4	35.7

図 2-2-1 ごみ処理システム分析結果

表 2-2-1 ごみ処理システム分析結果

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000 人以上～100,000 人未満
	産業構造		考慮していない

表 2-2-2 指標の算出方法

標準的な指標		算出式		単位
廃棄物の発生	１人１日当たりごみ排出量	＝	ごみ総排出量÷年間日数÷計画収集人口×10^3	kg/人･日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	＝	資源化量÷ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	＝	最終処分量÷ごみ総排出量	t/t
費用対効果	１人当たり年間処理経費	＝	処理及び維持管理費÷計画収集人口	円/人･年
	最終処分減量に要する費用	＝	（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）	円/t
	人口１人当たり年間処理経費	＝	処理及び維持管理費÷計画収集人口	円/人･年

2. ごみ処理における課題の抽出

ごみ処理の現状や社会情勢の変化、これまでの施策の実施状況を踏まえるとともに、令和 8 年 1 月に実施した「八幡市ごみに関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）において寄せられた市民及び事業者の意見を参考に、本市におけるごみ処理に関する主な課題を抽出しました。

以下に、その主な課題を示します。

1）排出されるごみについて

ごみ総排出量は減少傾向にあるものの、人口も減少していることから、ごみ排出量の減少には人口減少の影響も含まれていると考えられます。今後は人口減少に依存するだけでなく、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減や、ごみの発生抑制・分別の徹底など、継続的なごみ減量化に向けた取組を推進していく必要があります。

アンケート調査結果では、「フードドライブへの提供場所が身近にあればよい」「集めた生ごみを焼却するのではなく、肥料として有効活用してほしい」など、生ごみの減量や食品ロスの削減、資源化に関する意見が多く寄せられました。

これらのことから、生ごみの発生抑制や食品ロスの削減を一層推進するとともに、水切りの徹底やフードドライブの利用促進、堆肥化などの資源化に関する取組を進めるなど、生ごみの減量化を重点的に推進していくことが求められます。

２）資源化・リサイクル率について

資源化量もごみ総排出量と同様に減少傾向にあることから、リサイクル率は 13%台で推移し、横ばいの状態となっています。

ごみ総排出量を削減しながらリサイクル率を向上させるためには、プラスチック資源やカン・ビン・ペットボトルの分別回収を推進し、資源化量を確保していくことが重要です。

また、アンケート調査から資源物の回収場所の拡充や、新聞・雑誌・古布の回収回数の増加、ダンボール回収の充実を望む声が多いことから、市民が資源物を排出しやすい回収体制の整備も課題となっています。

３）分別排出について

資源物として排出されたものの中には、ペットボトルのラベルやキャップが未除去であるものや、資源化可能なものが燃やすごみ・燃やさないごみとして排出される事例も見受けられることから、適正な分別の周知徹底を図り、資源化できない異物混入ごみの削減に取り組む必要があります。

また、アンケート調査では、「ペットボトルの回収回数を増やしてほしい」「地域での粗大ごみ回収を復活してほしい」等の意見があり、適正な分別を促進するためには、分別方法の周知だけでなく、市民が利用しやすい資源回収や収集体制の充実を図ることも重要です。

４）情報発信媒体の充実・強化

アンケート調査に寄せられた自由回答では、「SNS を活用した情報発信を充実してほしい」「LINE で分かりやすく情報を発信してほしい」「ホームページが見づらい」といった情報発信に関するご意見が寄せられました。

また、「ボタン電池の回収場所が分かりにくく、適切な排出方法に困っている」といった意見もあり、ごみの分別や排出方法に関する情報が十分に伝わっていないことがうかがえます。

このため、ごみの分別方法や減量・資源化に関する情報をより効果的に市民へ伝えるため、広報紙やホームページに加え、SNS や LINE など多様な情報媒体を活用した情報発信の充実を図る必要があります。また、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を整備し、分別方法や回収場所などを分かりやすく周知していくことが求められます。



第3章 将来ごみ量の予測

第1節 ごみ排出量予測の考え方

1. 予測方法

ごみ排出量について、環境省の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を図 2-3-1 に示します。

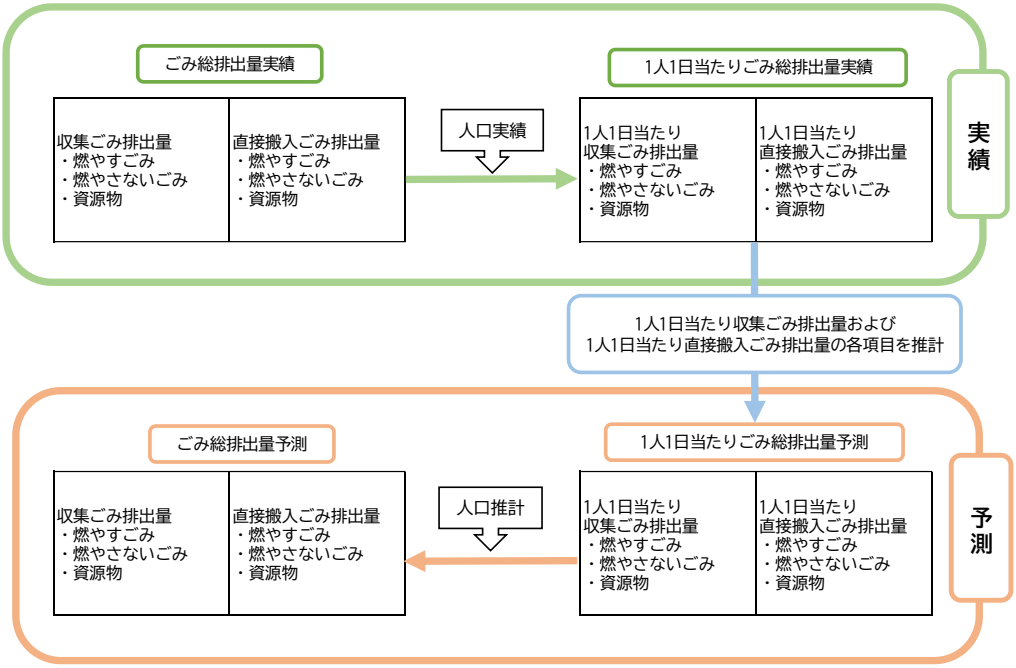


図 2-3-1 ごみ排出量の将来予測の考え方

5 つの推計式によって 5 通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値を設定します。各推計詳細は資料編に記載します。

表 2-3-1 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a+bx$	Y：推計値 a，b：係数 ln，e：自然対数，逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a+b\times \ln x$	
等比級数法	$Y = a\times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a\times x^{b}$	
逆数級数法	$Y = a+b\div x$	

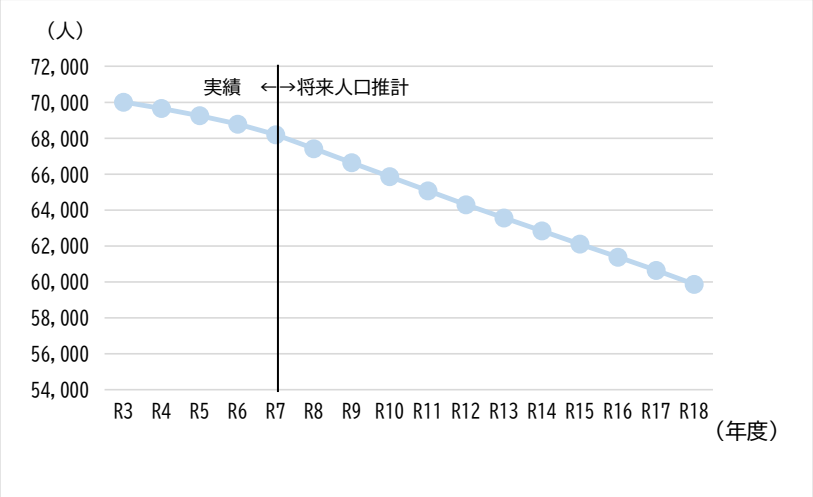
第2節 将来人口の予測

本計画の予測で使用する将来人口は、令和 5 年公表の国立社会保障・人口問題研究所における将来人口推計を基に各年度の人口を推計しています。

表 2-3-2 将来人口推計

単位：人

	年度	人口
実績	R3	70,013
	R4	69,660
	R5	69,258
	R6	68,789
	R7	68,199
将来人口推計	R8	67,419
	R9	66,639
	R10	65,859
	R11	65,079
	R12	64,299
	R13	63,569
	R14	62,840
	R15	62,110
	R16	61,381
	R17	60,651
	R18	59,875



※令和 3 年度から令和 7 年度は各年 9 月末人口（市 HP 統計）、令和 8 年度以降は将来人口推計

図 2-3-2 将来人口推計

第3節 ごみ排出量の予測結果

1. ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を以下に示します。

1）ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は、減少する見込みであり、中間目標年度である令和 13 年度において、収集ごみ排出量が 14,346t/年、直接搬入ごみが 483t/年、ごみ総排出量は 15,792t/年と推計されます。

また、計画目標年度の令和 18 年度で収集ごみ排出量は 13,298t/年、直接搬入ごみは 454t/年、ごみ総排出量は 14,589t/年の見通しです。



表 2-3-3 ごみ排出量推計結果

項目			単位	実績	予測	
				R7	R13	R18
人口			人	68,199	63,569	59,875
収集ごみ①			t/年	15,722	14,346	13,298
	家庭系	燃やすごみ	t/年	10,090	9,339	8,742
		燃やさないごみ	t/年	2,171	1,935	1,805
		資源物	t/年	1,041	992	932
	事業系	燃やすごみ	t/年	2,420	2,080	1,819
直接搬入ごみ②			t/年	485	483	454
	事業系	燃やすごみ	t/年	193	182	171
		燃やさないごみ	t/年	213	195	183
		資源物	t/年	79	106	100
集団回収量③			t/年	1,178	963	837
ごみ総排出量①+②+③			t/年	17,385	15,792	14,589
	家庭系ごみ		t/年	13,302	12,266	11,479
	事業系ごみ		t/年	2,905	2,563	2,273
	集団回収量		t/年	1,178	963	837

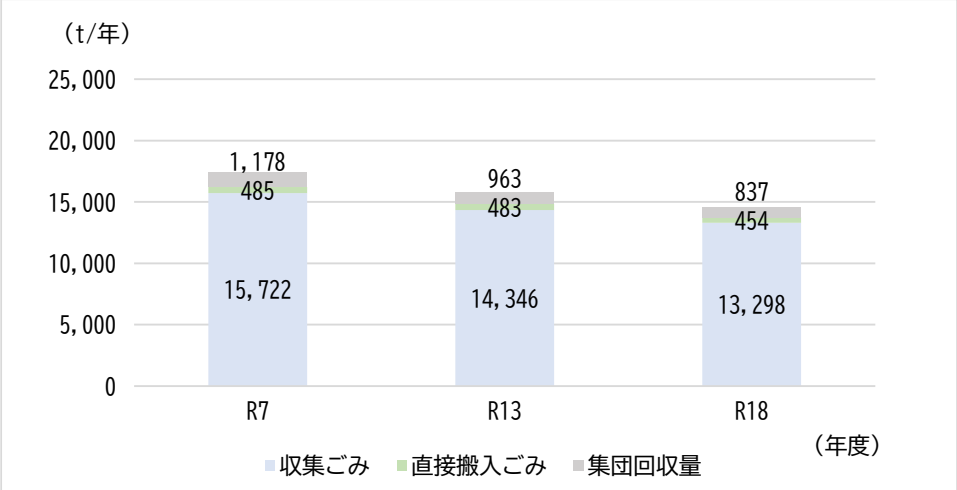


図 2-3-3 ごみ排出量推計結果

２） １人１日当たりごみ排出量の予測結果

１人１日当たりのごみ排出量は、減少する見込みであり、中間目標年度である令和 13 年度において、収集ごみが 616.6g/人・日、直接搬入ごみが 20.8g/人・日であり、１人１日当たりのごみ排出量は 678.8g/人・日と推計されます。

また、計画目標年度である令和 18 年度において、収集ごみが 608.4g/人・日、直接搬入ごみが 20.8g/人・日であり、１人１日当たりのごみ排出量は 667.5g/人・日と見込まれます。

表 2-3-4 １人１日当たりごみ排出量推計結果

項目			単位	実績	予測	
				R7	R13	R18
人口			人	68,199	63,569	59,875
収集ごみ①			g/人・日	631.5	616.6	608.4
	家庭系	燃やすごみ	g/人・日	405.3	401.4	400.0
		燃やさないごみ	g/人・日	87.2	83.2	82.6
		資源物	g/人・日	41.8	42.6	42.6
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	97.2	89.4	83.2
直接搬入ごみ②			g/人・日	19.6	20.8	20.8
	事業系	燃やすごみ	g/人・日	7.8	7.8	7.8
		燃やさないごみ	g/人・日	8.6	8.4	8.4
		資源物	g/人・日	3.2	4.6	4.6
集団回収量③			g/人・日	47.3	41.4	38.3
ごみ総排出量①＋②＋③			g/人・日	698.4	678.8	667.5
	家庭系ごみ		g/人・日	534.3	527.2	525.2
	事業系ごみ		g/人・日	116.8	110.2	104.0
	集団回収量		g/人・日	47.3	41.4	38.3

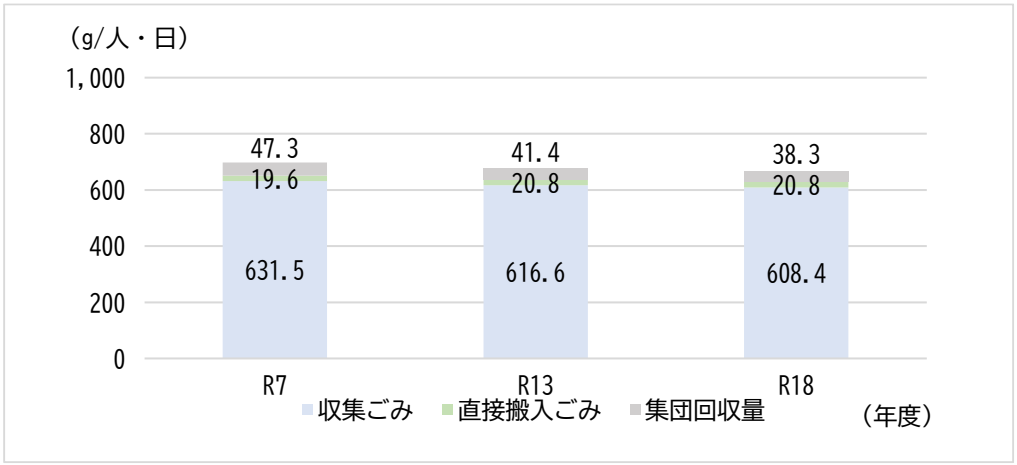


図 2-3-4 １人１日当たりごみ排出量推計結果

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1.基本方針

本市では、これまで、ごみの分別収集や資源物の回収、ごみ減量に関する啓発等を通じて、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。その結果、1人1日当たりのごみ排出量は京都府内でも少なく抑えられています。一方、リサイクル率は低い水準にあることから、これまでのごみ減量の取組を継続するとともに、資源化可能なものの分別排出及び回収を一層推進し、さらなる資源化を図る必要があります。

循環型社会を形成するためには、行政だけでなく、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ継続的に取り組むことが重要です。このため、本市では、4Rを基本とし、特に、ごみの発生そのものを抑制するリデュース及び繰り返し使用するリユースを優先し、その上で、資源として再生利用するリサイクル及び不要なものは断るリフューズを推進します。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチック資源循環戦略及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの使用抑制、プラスチック製品の分別収集及び再資源化など、社会情勢や新たな課題に対応した取組を推進します。

市民及び事業者による自主的な取組を促進するため、ごみの減量、分別及び資源化に関する分かりやすい情報発信や環境教育を充実するとともに、市民・事業者・行政による三者協働の体制づくりを進めます。あわせて、一人暮らしの高齢者や障がい者などのごみ出し支援を必要とする人への対応など、本市の地域特性を踏まえた施策を推進します。

さらに、ごみの発生及び排出の抑制並びに資源化を優先した上で、資源として利用することが困難なごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に配慮しながら、適正かつ安定的な収集運搬、中間処理及び最終処分を行います。また、広域的な処理体制の下で、ごみ処理の効率化、環境負荷の低減及び災害時における処理体制の確保に取り組みます。

これらの取組は、国の第五次循環型社会形成推進基本計画が掲げる循環経済への移行や脱炭素社会の実現に資するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す持続可能な生産・消費形態の確保、気候変動対策及び住み続けられるまちづくり等につながるものです。

以上を踏まえ、本市では、良好な環境と限りある資源を将来世代へ引き継ぐ持続可能な循環型社会の実現に向け、次の5つを基本方針として、ごみ処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



＜ごみ処理に関する重点施策＞

基本方針１　ごみの発生抑制・減量の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、食品ロスの削減、生ごみの減量、使い捨て製品の使用抑制等に取り組むことにより、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生・排出を抑制します。

基本方針２　資源化・リサイクルの推進

資源物の分別排出及び回収を推進するとともに、プラスチック資源をはじめとする資源化対象品目の拡充について検討し、資源化量及びリサイクル率の向上を図ります。

基本方針３　適正な分別排出及びごみ処理の推進

分別区分や排出方法の周知を徹底し、資源物への異物混入を防止するとともに、ごみの収集運搬から中間処理、最終処分までの各段階において、安全かつ適正で安定的な処理体制を確保します。

基本方針４　情報発信・環境教育の充実

広報紙、ホームページ、SNS その他のデジタル媒体等を活用し、ごみの減量や分別に関する情報を分かりやすく発信します。
また、学校、地域及び事業者と連携した環境学習や啓発活動を推進します。

基本方針５　地域特性に応じた持続可能な施策の推進

「まちかどのごみ」ゼロの日の取組、ふれあい訪問収集など、本市の地域特性や市民ニーズに応じた施策を推進するとともに、市民・事業者・行政の協働により、誰もが安心して暮らすことのできる持続可能なまちづくりを進めます。

第2節 減量化・資源化の目標

前節で示したごみ排出量等の将来推計は、過去におけるごみ排出量等の実績値及びその推移を基礎とし、これまでと同様の傾向が今後も継続するものと仮定して算出した単純推計の結果です。このため、今後実施または拡充するごみの減量化及び資源化に関する各種施策や、それらの施策の実施によって見込まれる効果については、推計結果に反映していません。

本節では、こうした推計の前提を踏まえたうえで、本市における今後のごみの減量化及び資源化に向けた取組の方向性を明確にし、計画的に取組を推進するため、ごみの減量化及び資源化に関する目標を設定します。

1. 本計画における目標値の考え方

京都府が策定した「循環型社会形成推進地域計画」では、再生利用率について最終目標年度である令和 12 年度に 20.0%とする目標が掲げられています。また、国が公表している「一般廃棄物処理実態調査」によると、京都府内の市町村における平均リサイクル率は 18.1%となっています。

これら二つの数値指標を踏まえ、本計画では、令和 7 年度における本市のリサイクル率 13.3%から、計画目標年度である令和 18 年度までに 20.0%へ引き上げることを目標とします。

また、この目標との整合を図るため、令和 18 年度にリサイクル率 20.0%を達成した場合に見込まれる、燃やすごみ及び燃やさないごみのうち、収集ごみに係る 1 人 1 日当たり排出量の推計値についても、併せて目標値として設定します。

なお、燃やすごみ及び燃やさないごみの直接搬入ごみについては、現状維持を前提とした推計値で固定していることから、目標値の対象には含めず、収集ごみの推計値のみを目標値として設定します。

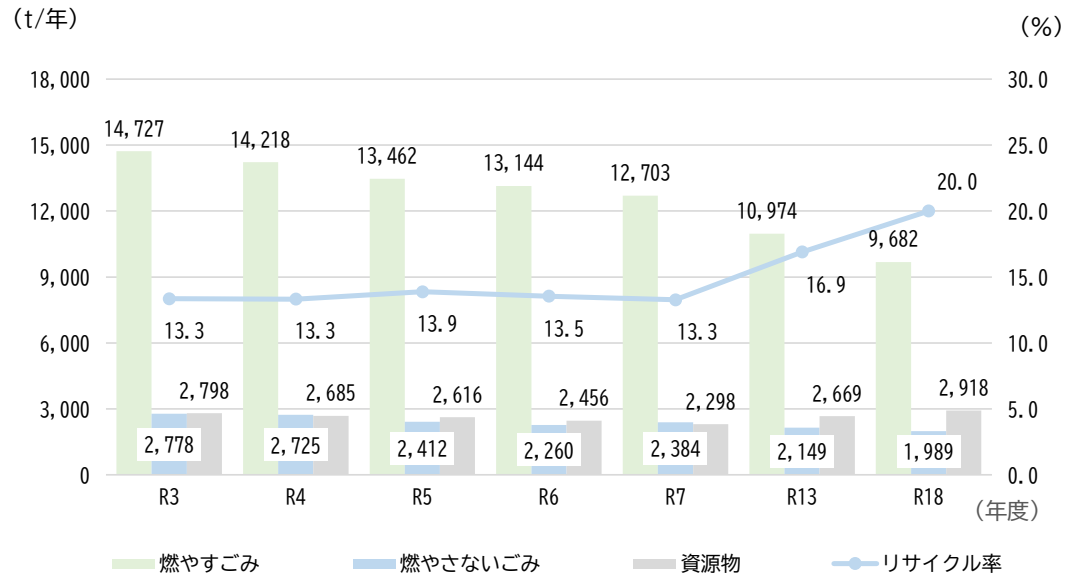


図 2-4-1 令和 18 年度におけるリサイクル率

2. 本計画の減量化・資源化目標

本計画の減量化・資源化の目標を下記のとおりとします。

目標１
リサイクル率を令和 7 年度の 13.3%から、令和 18 年度には 20.0%まで引き上げます。

目標２
収集する燃やすごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 405.3g から 384.5g まで削減します。

目標３
収集する燃やさないごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、87.2g から 83.2g まで削減します。

3. 数値目標

１）目標１： 令和 18 年度のリサイクル率を 20.0%にする

前回計画では、リサイクル率の目標値を 35.0%としていました。しかし、本市の令和 7 年度における実績値は 13.3%であり、前回の目標値とは大きな乖離があることから、計画期間内に 35.0%を達成することは困難であると考えられます。このため、本計画では、現状を踏まえた実効性及び実現可能性のある目標として、リサイクル率を 20.0%とします。

目標の達成に向けて、市民及び事業者の資源化に対する意識の向上につながる取組を強化します。また、分別区分や排出方法の周知・啓発を通じて分別排出の徹底を図るなど、資源化を促進する施策を推進し、リサイクル率の目標達成を目指します。

２）目標２： 令和 18 年度の燃やすごみを 384.5g/人・日にする

燃やすごみの直接搬入量については、今後も現状と同程度で推移するものとしているため、本計画では収集ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量を目標指標とします。令和 18 年度にリサイクル率 20.0%を達成することを前提として、令和 7 年度の 405.3g/人・日から 384.5g/人・日まで削減することを目指します。今後は、食品ロスの削減や生ごみの減量に取り組むとともに、燃やすごみに含まれる資源化可能な品目の適正な分別を促進します。

3）目標３： 令和 18 年度の燃やさないごみを 83.2g/人・日にする

燃やさないごみの減量に向けては、製品をできるだけ長く使用することや、まだ使用できるものを再使用することにより、ごみとして排出される量そのものを抑制することが重要です。また、資源化可能な品目が燃やさないごみとして排出されないよう、分別区分や排出方法の周知を進めます。

燃やさないごみも燃やすごみと同じく直接搬入ごみを現状維持とする推計値で固定していることから、収集ごみのみを目標の対象とし、1 人 1 日当たりのごみ排出量を令和 7 年度の 87.2g/人・日から、令和 18 年度には 83.2g/人・日まで削減することを目指します。

4. 数値目標のまとめ

本計画における数値目標のまとめを表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 数値目標のまとめ

区分	単位	令和 7 年度（基準値）	令和 13 年度（中間目標年度）	令和 18 年度（目標値）
リサイクル率	%	13.3	16.9	20.0
燃やすごみ(収集ごみ)	g/人･日	405.3	389.3	384.5
燃やさないごみ(収集ごみ)	g/人･日	87.2	84.2	83.2



第3節 ごみ処理の目標達成に向けた施策

ごみの減量化を推進するためには、ごみの発生そのものを抑制することが最も重要です。市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生抑制に向けた取組を推進します。

1. ごみ発生抑制における施策

1）ごみの発生抑制（リデュース）

4R の中でも優先順位が高いリデュースを推進します。マイバッグ・マイボトルの利用、過剰包装や使い捨て製品の削減など、ごみをできるだけ発生させない生活様式の普及を図ります。また、市民・事業者と連携し、ごみ減量に向けた意識の向上と自主的な行動を促進します。

2）家庭系ごみの減量推進

家庭から排出されるごみの減量を図るため、市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量の削減を目標として、効果的な普及啓発に取り組みます。日常生活で実践できる減量行動や取組事例を分かりやすく紹介し、継続的な実践につなげます。

3）生ごみの減量推進

家庭から排出される生ごみについて、水切りの徹底、食材の使い切り及び料理の食べ切りを促進し、焼却処分量の削減を図ります。また、生ごみの発生抑制・減量に関する情報発信を充実し、市民一人一人が取り組みやすい実践方法の普及を図ります。

4）食品ロス削減の推進

食品ロス削減推進計画を基本とし、家庭及び事業所の双方における食品ロスの削減を推進します。各家庭での食べ切り、水きり、使い切りや適切な保存等の実践方法を周知するとともに、関係団体や事業者と連携した啓発に取り組みます。

5）事業系ごみの減量推進

事業者に対し、事業活動に伴って排出されるごみの発生抑制、再使用及び分別排出の徹底を働きかけます。許可業者にごみ減量についての啓発及び指導を行い、排出実態や業種に応じた情報提供を実施し、事業者の自主的かつ継続的なごみ減量の取組を促進します。

2. 資源化・リサイクルについての施策

６）資源物回収の推進

紙類・布類をはじめとする資源物の分別回収を促進するとともに、自治会や子ども会等が実施する集団回収活動を支援します。再生資源化奨励金制度の周知や活動団体への情報提供を行い、地域主体の資源回収活動の継続及び活性化を図ります。

７）プラスチック資源循環の推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、プラスチック資源等の適正な分別排出を推進します。プラスチックの発生抑制や再使用を含む資源循環への理解を深めるため、市民・事業者に対する普及啓発を行います。

８）リサイクル率向上に向けた取組

燃やすごみに混入している紙類、布類、プラマーク製品等の資源化可能物について、排出実態を把握し、適正な分別排出を促進します。拠点回収、集団回収その他の資源回収制度を分かりやすく周知するとともに、利用状況や資源化量を検証し、必要に応じて分別区分や回収方法の見直しを検討することで、リサイクル率の向上を図ります。

９）食品残渣の再資源化

許可業者が市内飲食店等から排出される食品残渣の収集を行い、堆肥などに再資源化します。

3. 適正な分別排出における施策

１０）適正な分別排出と資源物の品質向上

分別ルールを分かりやすく周知し、資源物への異物混入の防止に取り組みます。ペットボトルのラベルやキャップの取り外しなど、再資源化に適した排出方法を写真やイラスト等を活用して周知し、分別排出の徹底と資源物の品質向上を図ります。許可業者が市内飲食店等から排出される食品残渣の収集を行い、堆肥などに再資源化します。

１１）処理困難物の処分方法の周知

ボタン電池や充電式電池などの処理困難物について、市における処分方法が分かりにくい品目は、適正な処分方法及び回収協力店等の情報を分かりやすく周知します。また、問い合わせの多い品目については、ホームページやアプリなどのごみ分別辞典を活用し、重点的かつ継続的な情報提供を行います。

１２）ごみ分別情報の充実

ホームページやアプリのごみ分別辞典や Q&A 等の内容を充実させ、市民が品目ごとの分別区分や排出方法を容易に確認できる環境づくりを進めます。問い合わせ内容や制度改正等を踏まえて情報を随時更新し、正確で分かりやすい案内に努めます。

4. 情報発信・環境教育の推進

１３）ホームページの利便性向上

市民が必要なごみに関する情報へ容易にアクセスできるよう、ホームページの構成、検索性及び掲載内容の改善を図ります。また、スマートフォン等からも閲覧しやすい表示に配慮し、正確で利用しやすい情報提供を進めます。

あわせて、収集日程や分別方法、処理困難物の処分方法、各種制度に関する情報を分かりやすく整理し、市民が必要な情報を速やかに確認できる環境づくりを進めます。さらに、制度改正や収集方法の変更等があった場合には、内容を随時更新し、最新の情報提供に努めます。

１４）SNS・LINE を活用した情報発信

ホームページやアプリに加えて、SNS や LINE を活用し、分別方法や収集に関するお知らせ、イベント情報等を適時に発信します。各媒体の特性を踏まえ、幅広い世代に情報が届くよう、分かりやすく効果的な情報発信に取り組みます。

１５）ごみ収集・分別情報のデジタル提供

ごみの収集日程や分別方法をスマートフォン等から確認できるよう、デジタル媒体を活用した情報提供の充実を図ります。ごみ分別辞典やホームページ等との連携を進め、市民が必要な情報へ円滑にアクセスできる仕組みづくりに取り組みます。

また、スマートフォン向けアプリ等を活用し、収集日程の確認や分別方法の検索、各種お知らせの受信など、市民が日常的に利用しやすい情報提供の充実を図ります。あわせて、利用状況や市民ニーズを踏まえながら、より分かりやすく利便性の高い情報発信に努めます。

１６）環境教育の推進

ごみの減量、4R、食品ロスの削減及び資源循環に対する理解を深めるため、学校や地域と連携した環境教育や環境学習を推進します。出前講座や出前授業等を通じて、ごみ問題を身近な課題として捉え、自ら実践する意識の醸成を図ります。

また、分別冊子等を活用し、ごみの分別方法や資源化の必要性、日常生活で実践できるごみ減量の取組について、分かりやすく周知します。あわせて、制度改正や分別区分の変更等に応じて掲載内容を適宜見直し、市民が正しい情報を確認できるよう情報提供の充実を図ります。

5. その他のごみに関する施策

１７）「まちかどのごみ」ゼロの日の推進

「まちかどのごみ」ゼロの日を、市内清掃活動と美化活動の意識を高める重要な取組として位置付け、市民が参加・利用しやすい環境づくりを進めます。実施内容を積極的に発信するとともに、市民からの意見を踏まえ、運営方法について継続的な見直しを行います。

１８）ふれあい訪問収集の充実

高齢化の進行を踏まえ、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方等を対象とした「ふれあい訪問収集」の充実を図ります。制度の周知に努めるとともに、福祉部局との連携を強化し、「ふれあい訪問収集」を必要とする方が利用しやすい体制を整備します。また、収集時には安否確認にも配慮し、市民の安全・安心な生活を支援します。

１９）大型ごみの戸別収集

大型ごみについて、市民が利用しやすい収集体制の充実を図るため、戸別収集を実施します。高齢者やごみ出しが困難な方にも配慮し、申込方法や排出方法について分かりやすい周知に努めます。また、市民ニーズや利用状況を踏まえながら、より利用しやすい収集体制の確保に努めます。

２０）小型家電の回収

使用済小型家電に含まれる有用金属等の資源化を進めるため、小型家電の回収を推進します。回収方法や対象品目について分かりやすく周知し、市民の適正な排出を促します。また、回収した小型家電を適切な再資源化につなげることで、資源の有効利用とごみの減量化を図ります。

6. 施策のまとめ

それぞれの施策について、表 2-4-2 に示します。

表 2-4-2 施策のまとめ

施策	
ごみ発生抑制における施策	ごみの発生抑制(リデュース)の推進
	家庭系ごみの減量推進
	生ごみの減量推進
	食品ロス削減の推進
	事業系ごみの減量推進
資源化・リサイクルについての施策	資源物回収の推進
	プラスチック資源循環の推進
	リサイクル率向上に向けた取組
	食品残渣の再資源化
適正な分別排出における施策	適正な分別排出と資源物の品質向上
	処理困難物の処分方法の周知
	ごみ分別情報の充実
情報発信・環境教育の推進	ホームページの利便性向上
	SNS・LINE を活用した情報発信
	ごみ収集・分別情報のデジタル提供
	環境教育の推進
その他のごみに関する施策	「まちかどのごみ」ゼロの日の推進
	ふれあい訪問収集の充実
	大型ごみの戸別収集
	小型家電の回収



第4節 収集・運搬計画

1. ごみの分別区分

ごみ分別区分については、現在のごみ分別区分にてごみ収集を行っていくものとします。また、今後の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令の改正により、必要に応じてごみの分別区分の見直しを検討し、適宜反映させていきます。

2. 収集運搬体制

家庭系ごみについては、沢中継施設に集約後、各処理施設へ搬入するという現状の収集体制を今後も継続するものとします。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により継続して適切な収集を行っていきます。

第5節 中間処理計画

1. 燃やすごみの処理

本市における燃やすごみの処理は、「クリーンパーク折居」または「クリーン 21 長谷山」の焼却処理施設で行っています。

2. 燃やさないごみ、資源物の処理

本市における燃やさないごみ、資源物は「リサイクルセンター長谷山」、「エコ・ポート長谷山」のいずれか双方において、中間処理を行っています。

第6節 最終処分計画

本市では、最終処分または再生利用先として「グリーンヒル三郷山」と「大阪湾フェニックスセンター」、または「宇治廃棄物処理公社」での処分を利用しています。

最終処分場の平均寿命は 20～25 年とされていますが、「グリーンヒル三郷山」も「大阪湾フェニックスセンター」も埋立開始から 20 年以上が経過しているため、現行の最終処分場の延命化または新たな最終処分場の確保をしていく必要があります。

第3編　食品ロス削減推進計画



第１章 食品ロスの現況

第１節 食品ロスの現況

１．食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物のうち、本来食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品のことを指します。食品ロスは、一般家庭から発生する「家庭系食品ロス」と、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業などの食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス」に大きく分類されます。

家庭系食品ロスには、食べ残し、野菜の皮を厚くむくなどの過剰除去、未開封のまま廃棄される直接廃棄などが含まれます。一方、事業系食品ロスには、規格外品、返品、売れ残り、製造・調理段階で発生する食品、飲食店等での食べ残しなどが含まれます。

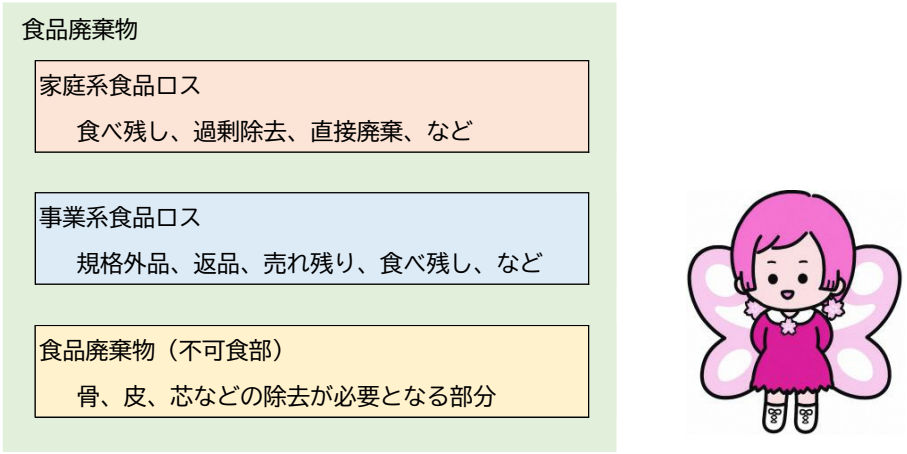


図 3-1-1 食品廃棄物と食品ロスの関係

２．食品ロス問題

日本における食品ロス量は、令和６年度の推計では約 461 万ｔとされており、国民１人当たりに換算すると年間約 37kg となります。食品ロス量の内訳は、家庭から発生する家庭系食品ロスが約 224 万ｔ、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業等から発生する事業系食品ロスが約 237 万ｔとなっており、家庭系と事業系がおおむね同程度の割合を占めています。

このことから、食品ロスを削減していくためには、家庭における食べ残しや直接廃棄等の削減だけでなく、食品関連事業者における製造・流通・販売・提供の各段階での取組を進めることが重要です。また、行政、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら、食品を必要な量だけ購入・提供することや、食べ切り・使い切りを実践するなど、食品ロスの発生抑制に取り組んでいく必要があります。

3. 市で発生する食品ロス量

本市における食品ロス量について、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査」及び消費者庁の食品ロス削減に関する参考資料を基に推計すると、調理くず等を除いた食品ロス量は、国が食品ロス削減目標の基準年度としている平成 12 年度では約 4,307.8t、令和 6 年度では約 2,161.1t と見込まれます。

この推計では、令和 6 年度の食品ロス量は平成 12 年度と比較して約半分の水準まで減少しており、これまでの食品ロス削減に向けた取組が一定程度進んでいることがうかがえます。一方で、現在も年間約 2,000t を超える食品ロスが発生していると推計されることから、引き続き、家庭及び事業者の双方において食品ロスの発生抑制に取り組む必要があります。

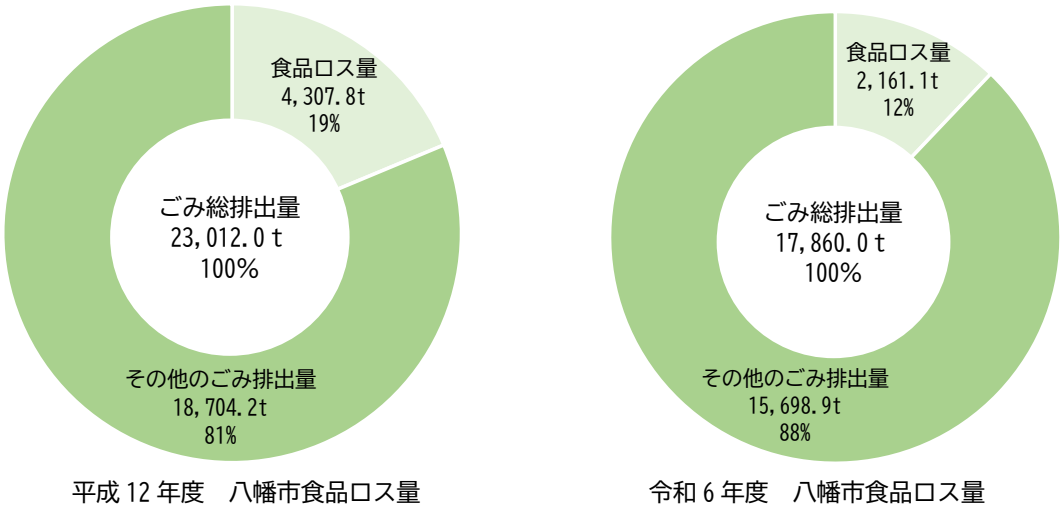


図 3-1-2 市で発生した食品ロス量（概算）

【算定根拠】

平成 12 年度八幡市食品ロス量（概算）
＝平成 12 年度八幡市一般廃棄物総排出量（23,012t）×平成 12 年度全国食品ロス割合（18.72%）※1
令和 6 年度八幡市食品ロス量（概算）
＝令和 6 年度八幡市一般廃棄物総排出量（17,860t）×令和 6 年度全国食品ロス割合（12.10%）※2
※1：平成 12 年度全国食品ロス割合＝全国食品ロス発生量(980 万 t)÷全国一般廃棄物総排出量(5,236 万 t)
※2：令和 6 年度全国食品ロス割合＝全国食品ロス発生量(461 万 t) ÷全国一般廃棄物総排出量(3,811 万 t)

第2章 食品ロスの課題

第1節 食品ロスに関する課題

1. 食品ロス発生量のさらなる削減

本市における食品ロス発生量は減少しているものの、現在も一定量の食品ロスが発生しています。本市では、令和 6 年度の食品ロス発生量を約 2,161.1t と推計しており、食品として利用可能であったものが廃棄されている状況が続いています。

食品ロスは、家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄のほか、事業所における商習慣や販売機会の損失を避けるための多量発注、売れ残り、消費者の食べ残しなど、様々な要因により発生しています。

このため、食品ロスの発生量をさらに削減していくためには、家庭及び事業者の双方において発生抑制に向けた取組を継続するとともに、それぞれの発生要因や排出実態に応じた取組を進めていく必要があります。また、食品を廃棄物として排出する前に、できる限り食べ切る、使い切るなど、食品そのものの廃棄を抑えることが重要です。

2. 食品ロス削減に向けた行動の定着

本市が令和 8 年 1 月に市民 1,800 人を対象として実施した「八幡市ごみに関するアンケート調査」では、家庭内で食品ロスの削減に「取り組んでいる」又は「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した市民が一定割合を占めている一方で、すべての市民に食品ロス削減の取組が定着している状況にはありません。

家庭から発生する食品ロスには、料理の作りすぎや買いすぎ、食品の期限切れ、食品の在庫を十分に把握できていないことなど、日常生活における様々な行動が関係しています。また、本市のアンケートでは、賞味期限や消費期限切れが食品ロス発生の主な原因の一つとなっていることから、賞味期限と消費期限の違いについて正しく理解することも重要です。

このため、食品ロス問題に対する理解を深めるだけでなく、買い物前に食品の在庫を確認する、必要な量だけ購入する、期限の近い食品から使用する、食材を無駄なく使い切るなど、日常生活の中で食品ロスを発生させない行動につなげ、それを継続していくことが必要です。

第3章　食品ロス削減推進計画

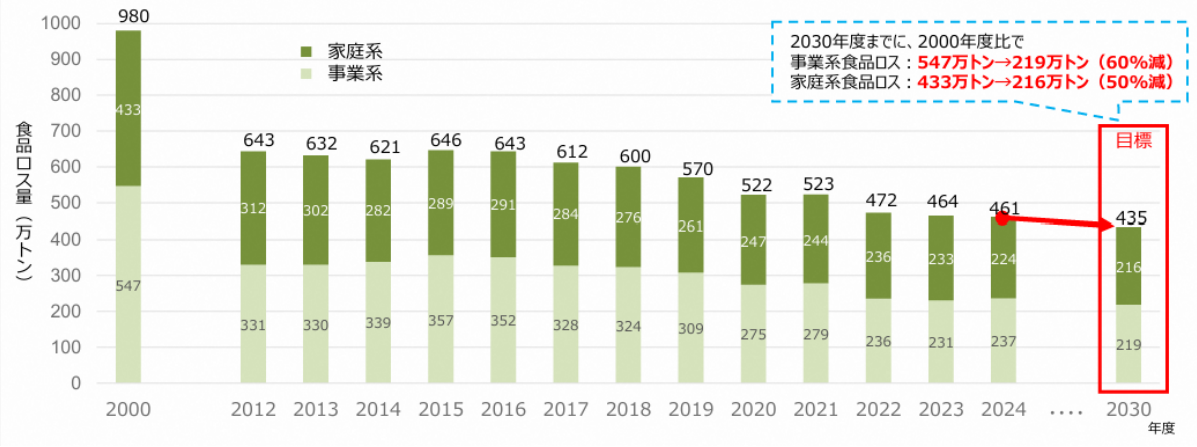
第1節　基本方針

1. 基本方針

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

2. 国の目標

国は、食品ロスの削減目標として、令和 12 年度までに平成 12 年度比で事業系食品ロスを 60%、家庭系食品ロスを 50%減らし、計 435 万トンとする目標を立てています。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和 8 年 6 月 30 日版）：消費者庁

図 3-3-1　食品ロス量の推移と削減目標



第2節 食品ロス削減目標

1. 食品ロス発生量

食品ロス量の削減について、国は平成 12 年度から令和 12 年度までの 30 年間で、家庭系食品ロス発生量を 50%、事業系食品ロス発生量を 60%減少させることを目指しています。市もそれにならい、食品ロス発生量を半減させることを目指します。

なお、目標は国と同様に令和 12 年度までの達成を目指しますが、計画の進捗により、必要に応じて目標値を見直すこととします。

平成 12 年度食品ロス発生量(推定値)の 4,307.8ｔを 50%削減した 2,153.9ｔを目標値とします。

表 3-3-1 食品ロス発生量の目標

	平成12年度 （基準値）	目標値
食品ロス量発生量 （t）	4,307.8	2,153.9

2. 消費者意識の向上

令和 8 年 1 月に市民 1,800 人の方々を対象として実施した八幡市ごみに関するアンケート調査において、「家庭内で食品ロスの削減に取り組んでいるか」という設問に対して、「取り組んでいる」又は、「どちらかと言えば取り組んでいる」と回答した市民の割合は、82.9%でした。

この結果を踏まえ、82.9%を目標の基準値として食品ロス削減に取り組む消費者の割合を 90.0%とすることを目標とし、本計画の目標年度にあわせた令和 18 年度までに達成することを目指します。

表 3-3-2 食品ロス削減に取り組む消費者の割合の目標

	令和7年度 （基準値）	令和18年度 （目標値）
食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 （%）	82.9	90.0

第3節 食品ロス削減に向けた取組

1. 家庭から出る食品ロス

家庭から排出される食品ロスについては、①食べ残し、②過剰除去、③直接廃棄の 3 つに分類されます。

表 3-3-3 家庭系食品ロスの主な発生要因

①食べ残し	②過剰除去	③直接廃棄
・料理の作りすぎ ・外食時の注文過多 ・体調不良 ・味が好みではなかった	・野菜や果物の皮を厚く剥いている ・傷がついていたり変色した部分が気になり、必要以上に取り除いてしまう ・食べられる部分なのに調理方法を知らず、捨ててしまう ・品質や安全面への配慮	・買いすぎて使いきれず期限切れになってしまった ・贈答品やもらい物が好みに合わず、消費されない ・期限の近い食品から使用する習慣が定着していない

家庭系食品ロスの削減には、日常生活の中で食品の無駄を作らないことが重要です。

冷蔵庫を整理整頓する日を設定する、食品をカテゴリで分けておく、期限の近いものは目立つところや棚の手前に置いておくなどの工夫で食品の期限・在庫・残量が把握しやすくなります。

また、買い物に行く前に冷蔵庫を確認し、「お買い物リスト」を作成することで買いすぎを防ぎ、購入した食品はすぐに調理、使わない分は適切に保存するなど、その食品の期限までに全て美味しく使いきれるようにすることが大切です。

もらいもの等で好みでないものについては、フードバンクへ寄贈することで必要とされる方へ譲渡し、食品ロスを削減することができます。

また、消費者庁では、クックパッドでブロッコリーの茎などの捨ててしまうことが多い食品についても「食材を無駄にしないレシピ」として情報発信しています。

今後、食品ロスに対する市民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めます。

なお、発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底によって減量化することの必要性について普及・啓発します。



図 3-3-2 食材を無駄にしないレシピ

出典:消費者庁のキッチン(公式ページ)より

2. 事業所から出る食品ロス

事業所から排出される食品ロスについては①商習慣、②販売機会の損失を恐れた多量の発注、③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足、④消費者の食べ残しの 4 つに分類されます。

表 3-3-4　事業系食品ロスの主な発生要因

①商習慣（3分の1ルール）	②販売機会の損失を恐れた多量の発注	③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足	④消費者の食べ残し
・ルールによる欠品を防ぐため、実際に必要な分より多くの食材を抱えてしまう	・大手コンビニでは店に商品を卸せば卸すほど利益が上がる仕組みをとっているため、（「コンビニ会計」と呼ばれる）多量発注を促しやすい	・期限が近い陳列商品から取る「てまえどり」が浸透していない ・賞味期限と消費期限を勘違いして、まだ食べられる食品を捨ててしまう	・注文したメニューの量が想定より多かった

①商習慣の 3 分の 1 ルールとは、小売店では賞味期限の 3 分の 1 を超えたものを入荷しない、賞味期限の 3 分の 2 を超えたものは販売しない等の商習慣が存在しており、現在見直しが進められています。

また、③の賞味期限と消費期限の理解度については、消費者庁のアンケート調査では理解していない人の割合が約 2 割となったことや、本市のアンケートでも賞味期限や消費期限切れが食品ロス発生の主な原因となっていたことから、賞味期限と消費期限に対する理解を高めることも重要となります。

食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り、情報発信に努めます。

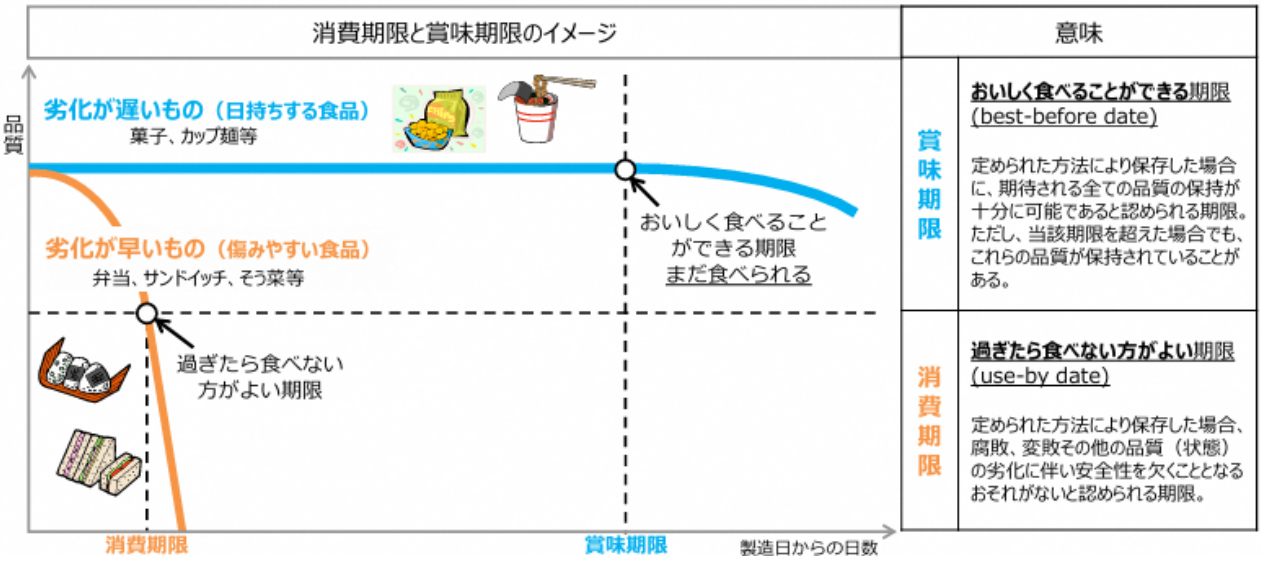


図 3-3-3　賞味期限と消費期限の違い

第4編　生活排水処理基本計画



第 1 章　生活排水処理の現況

第 1 節　生活排水処理の現況

1. 生活排水処理の体系

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の 2 種類に分けられます。以下に本市のそれぞれの処理体制を示します。

1）生活雑排水の処理体制

各家庭の台所等から排出される生活雑排水のうち、公共下水道接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を処理した後に河川等に放流されます。しかし、し尿収集世帯や単独処理浄化槽世帯から出る生活雑排水は、十分な処理が行われないまま放流される場合があり、河川等の水質に影響を及ぼす要因の一つとなっています。

2）し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、城南衛生管理組合の「クリーンピア沢」にて中間処理後、「洛南浄化センター」で適正に処理され、河川等に放流します。また、「クリーンピア沢」で分別されたし渣は「クリーン 21 長谷山」に、沈砂は「グリーンヒル三郷山」に搬入されます。

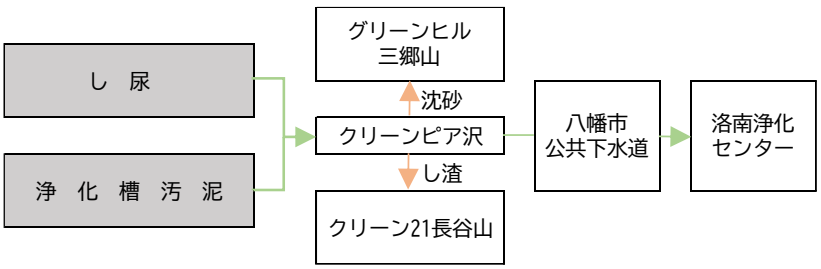


図 4-1-1　本市の生活排水の処理体制



第2節 生活排水の処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別の人口を以下の表 4-1-1 に示します。令和 7 年度の計画処理区域内人口は 68,199 人で、過去 5 年間で減少しています。令和 7 年度の汚水処理人口は 67,670 人となっており、こちらも過去 5 年間で減少傾向を示していますが、本市の人口の減少が影響していることが考えられます。

公共下水道人口も処理人口の減少にともない令和 7 年度で 67,554 人と減少しています。水洗化・生活雑排水未処理人口は 228 人で一定ですが、非水洗化人口は 301 人で減少傾向となっています。

汚水処理人口普及率は、令和 7 年度で 99.2%であり、公共下水道接続、合併処理浄化槽への転換を推進していることから、令和 3 年度から令和 7 年度にかけて 0.1%増加しています。

表 4-1-1 過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の実績

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
計画処理区域内人口	人	70,013	69,660	69,258	68,789	68,199
1.汚水処理人口	人	69,352	69,036	68,680	68,242	67,670
(1)公共下水道人口	人	69,268	68,939	68,571	68,125	67,554
(2)合併処理浄化槽人口	人	84	97	109	117	116
2.水洗化・生活雑排水未処理人口	人	228	228	228	228	228
(単独処理浄化槽人口)	人	228	228	228	228	228
3.非水洗化人口	人	433	396	350	319	301
(1)し尿収集人口	人	433	396	350	319	301
汚水処理人口普及率	%	99.1	99.1	99.2	99.2	99.2

第3節　し尿及び浄化槽汚泥収集量

し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績を表 4-1-2 に示します。令和 7 年度のし尿収集量は 842kL/年、浄化槽汚泥収集量は 1,294kL/年でした。

図 4-1-2 に示すとおり、し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は、どちらもほぼ横ばいとなっています。

表 4-1-2　1人1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥排出量実績

項目		単位	R3	R4	R5	R6	R7
収集人口	し尿	人	433	396	350	319	301
	浄化槽汚泥	人	312	325	337	345	344
年間収集量	し尿	kL	898	826	809	867	842
	浄化槽汚泥	kL	1,313	1,293	1,251	1,316	1,294
	計	kL	2,211	2,119	2,060	2,183	2,136
1日当たりの排出量	し尿	kL/日	2.46	2.26	2.21	2.38	2.31
	浄化槽汚泥	kL/日	3.60	3.54	3.42	3.61	3.55
原単位	し尿	L/人・日	5.68	5.71	6.32	7.45	7.66
	浄化槽汚泥	L/人・日	11.53	10.90	10.14	10.45	10.31

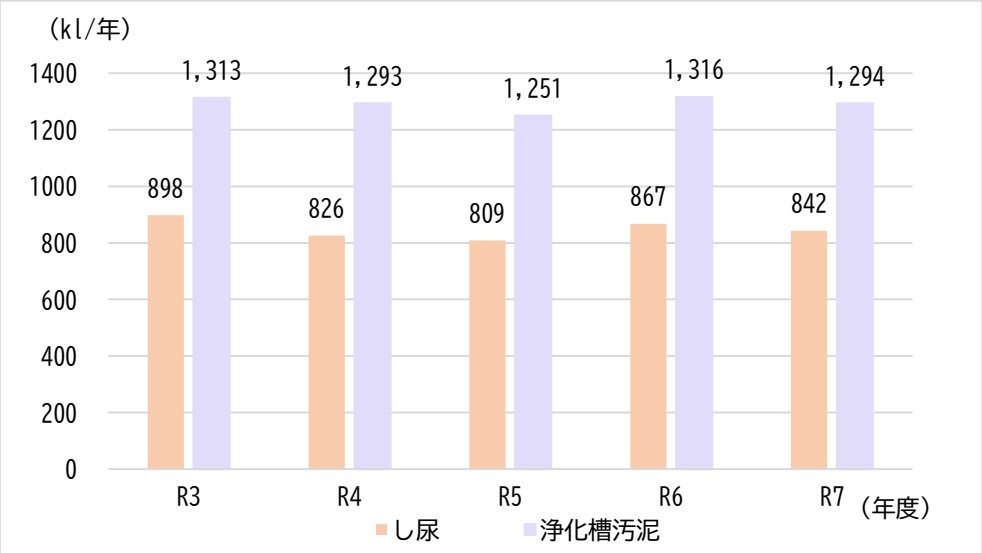


図 4-1-2　し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量の推移

第4節 前回計画の検証

前回計画の生活排水処理率の目標及び実績を表 4-1-3 に示します。前回計画では令和 8 年度に生活排水処理率 100.00%の目標を掲げていますが、現状の令和 7 年度実績では 99.22%となっています。

表 4-1-3 前回計画の生活排水処理目標

数値目標項目	単位	実績	現状	計画目標年度
		平成28年度	令和7年度	令和8年度
生活排水処理率	%	98.60	99.22	100.00

第5節 施設概要

本市における生活排水処理は、城南衛生管理組合が所有するし尿処理施設「クリーンピア沢」で行っています。

表 4-1-4 し尿処理施設概要

項目	内容
施設名	クリーンピア沢
施設所管	城南衛生管理組合 （構成市町：宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町）
所在地	京都府八幡市八幡沢1番地
建築面積	工場棟：2,405㎡ 管理棟：361㎡
着工	平成6年8月
竣工	平成9年2月
	八幡市排出基準
pH	5超え9未満
BOD	600mg/L
SS	600mg/L
ノルマルヘキサン(鉱油)	5mg/L
ノルマルヘキサン(動植物油脂)	30mg/L
窒素(T-N)	240mg/L
リン(T-P)	32mg/L
アンモニア性窒素、亜硝酸、硝酸性窒素化合物	380mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	＜0.005mg/L

第2章 生活排水処理の課題

第1節 生活排水処理に関する課題

1. 公共下水道の普及促進

令和 7 年度において、本市では公共下水道の整備が進んでいるものの、一部では浄化槽等による生活排水処理が行われています。公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図るため、公共下水道の供用区域内においては、未接続世帯に対して下水道への早期接続を促進することが課題となっています。

このため、公共下水道への接続の必要性や効果について周知・啓発を行うとともに、関係部署と連携しながら、未接続世帯への働きかけを進める必要があります。また、公共下水道への接続を促進することで、生活雑排水による公共用水域への負荷を低減し、良好な水環境の保全を図ることが求められます。

2. 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水は、家庭や事業所等の厨房、風呂場、洗濯場などから排出される汚水であり、公共用水域の水質汚濁の一因となっています。また、下水道や合併処理浄化槽等で処理を行う場合においても、処理施設への過剰な負荷は処理水の水質低下につながることが懸念されます。

このため、排出源における汚濁負荷の低減は、水環境の保全に重要であり、本市においても生活雑排水による環境負荷の低減に向けた取組を推進する必要があります。



第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

前回計画から継続して、公共下水道への早期接続、合併処理浄化槽への転換を推進していくとともに、公共下水道の整備を行っています。また、適切なし尿・浄化槽汚泥の収集、浄化槽の保守点検等の維持管理を推進し、衛生的な環境の維持に努めます。

＜生活排水処理に関する重点施策＞

１．公共下水道への接続促進

公共下水道の供用区域内における未接続世帯に対して、下水道への早期接続を促進するとともに、公共下水道への接続の必要性や生活環境の改善、水質保全に対する効果について周知・啓発を行います。
また、関係部署と連携しながら接続促進に取り組み、生活雑排水による公共用水域への負荷の低減を図ります。

２．生活雑排水による環境負荷の低減

家庭や事業所等から排出される生活雑排水による公共用水域への負荷を低減するため、排出源における汚濁負荷の削減に向けた啓発や取組を推進し、水環境の保全を図ります。

３．適正かつ安定した生活排水処理体制の維持

公共下水道、浄化槽等による生活排水処理施設の適正な維持管理を推進し、関係機関と連携しながら、将来にわたり安定した生活排水処理体制の確保に努めます。





第2節 生活排水処理の目標

1. 算出方法

生活排水処理形態別人口について、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。生活排水処理形態別人口の将来予測の算出方法を表 4-3-1 に示します。

表 4-3-1 生活排水処理形態別人口の将来予測算出方法

生活排水処理形態		算出方法
汚水処理人口	公共下水道	総人口に水洗化人口普及率を乗じる
	合併処理浄化槽	令和 7 年度実績をもとに割合から算出
	合計	公共下水道＋合併処理浄化槽
生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）		令和 7 年度実績をもとに割合から算出
非水洗人口（し尿収集人口）		総人口から汚水処理人口及び生活排水未処理人口を減じる



2. 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口を推計した結果を表 4-3-2 及び図 4-3-1 に示します。

表 4-3-2　生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

年　度		総人口	汚水処理人口				汚水処理普及率	生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	非水洗化人口（し尿収集人口）
			公共下水道人口	水洗化人口普及率	合併処理浄化槽人口	計			
実績	R3	70,013	69,268	98.94%	84	69,352	99.06%	228	433
	R4	69,660	68,939	98.96%	97	69,036	99.10%	228	396
	R5	69,258	68,571	99.01%	109	68,680	99.17%	228	350
	R6	68,789	68,125	99.03%	117	68,242	99.20%	228	319
	R7	68,199	67,554	99.05%	116	67,670	99.22%	228	301
予測	R8	67,419	66,792	99.07%	113	66,905	99.24%	222	292
	R9	66,639	66,033	99.09%	109	66,142	99.25%	214	283
	R10	65,859	65,273	99.11%	105	65,378	99.27%	207	274
	R11	65,079	64,513	99.13%	102	64,615	99.29%	200	264
	R12	64,299	63,752	99.15%	98	63,850	99.30%	193	256
	R13	63,569	63,041	99.17%	95	63,136	99.32%	187	246
	R14	62,840	62,331	99.19%	92	62,423	99.34%	180	237
	R15	62,110	61,619	99.21%	88	61,707	99.35%	174	229
	R16	61,381	60,908	99.23%	85	60,993	99.37%	167	221
	R17	60,651	60,196	99.25%	82	60,278	99.39%	161	212
	R18（計画目標年度）	59,875	59,438	99.27%	79	59,517	99.40%	154	204
予測根拠		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		人口問題研究所（R5推計）参考	①×③	直近3年間の増加率を加算	令和7年度実績割合※1	②+④	⑤÷①	令和7年度実績割合※2	①-⑤-⑦

※1：【割合の算定根拠】
＝総人口から公共下水道人口を除いた人口のうち、合併処理浄化槽人口が占める割合
＝合併処理浄化槽人口÷（総人口－公共下水道人口）

※2：【割合の算定根拠】
＝総人口から公共下水道人口を除いた人口のうち、単独処理浄化槽人口が占める割合
＝単独処理浄化槽人口÷（総人口－公共下水道人口）

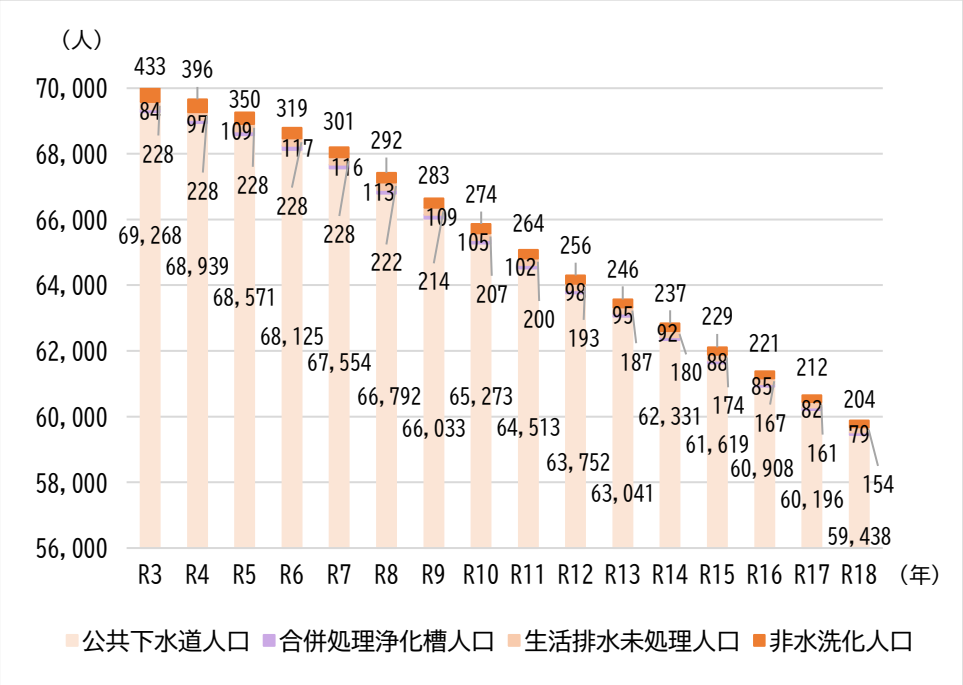


図 4-3-1　生活排水処理形態別人口の予測結果

3. 生活排水処理における数値目標

生活排水処理における数値目標を表 4-3-3 に示します。水洗化人口普及率について、令和 7 年度実績では 99.05%であったのに対し、中間目標年度である令和 13 年度では 99.17%、計画目標年度である令和 18 年度では 99.27%を目指します。

表 4-3-3　生活排水処理における数値目標

項目	単位	現状 （令和 7 年度）	中間目標年度 （令和 13 年度）	計画目標年度 （令和 18 年度）
水洗化人口普及率	%	99.05	99.17	99.27
汚水処理普及率	%	99.22	99.32	99.40

4. し尿及び浄化槽汚泥収集量

1）算出方法

し尿及び浄化槽汚泥収集量について、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。し尿及び浄化槽汚泥収集量の算出方法を図 4-3-2 に示します。また、収集量は 1 人 1 日当たりし尿収集量及び 1 人 1 日当たり浄化槽汚泥収集量が過去 5 年間の平均で推移すると仮定し、計画人口を乗じて算出します。

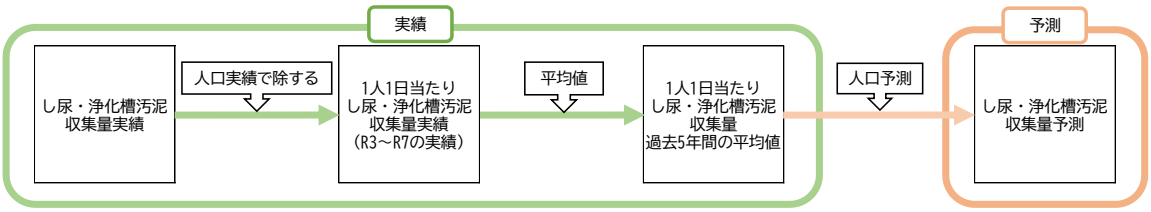


図 4-3-2　し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測算出方法

２）し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥を推計した結果を表 4-3-4 及び図 4-3-3 に示します。し尿及び浄化槽汚泥収集量の合計は、中間目標年度である令和 13 年度には 4.8kL/日、計画目標年度である令和 18 年度には 4.0kL/日となると見込まれます。

表 4-3-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果

年度		し尿			浄化槽汚泥			合計	
		人口（人）	原単位（L/人･日）	搬入量（kL/年）	人口（人）	原単位（L/人･日）	搬入量（kL/年）	（kL/年）	（kL/日）
実績	R3	433	5.68	898	312	11.53	1,313	2,211	6.1
	R4	396	5.71	826	325	10.90	1,293	2,119	5.8
	R5	350	6.32	809	337	10.14	1,251	2,060	5.6
	R6	319	7.45	867	345	10.45	1,316	2,183	6.0
	R7	301	7.66	842	344	10.31	1,294	2,136	5.9
予測	R8	292	7.66	816	335	10.31	1,261	2,077	5.7
	R9	283	7.66	791	323	10.31	1,215	2,006	5.5
	R10	274	7.66	766	312	10.31	1,174	1,940	5.3
	R11	264	7.66	738	302	10.31	1,136	1,874	5.1
	R12	256	7.66	716	291	10.31	1,095	1,811	5.0
	R13	246	7.66	688	282	10.31	1,061	1,749	4.8
	R14	237	7.66	663	272	10.31	1,024	1,687	4.6
	R15	229	7.66	640	262	10.31	986	1,626	4.5
	R16	221	7.66	618	252	10.31	948	1,566	4.3
	R17	212	7.66	593	243	10.31	914	1,507	4.1
	R18（計画目標年度）	204	7.66	570	233	10.31	877	1,447	4.0
予測根拠		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		人口予測より	令和7年度実績	①×②×365日÷1000	人口予測より	令和7年度実績	④×⑤×365日÷1000	③+⑥	⑦÷365日

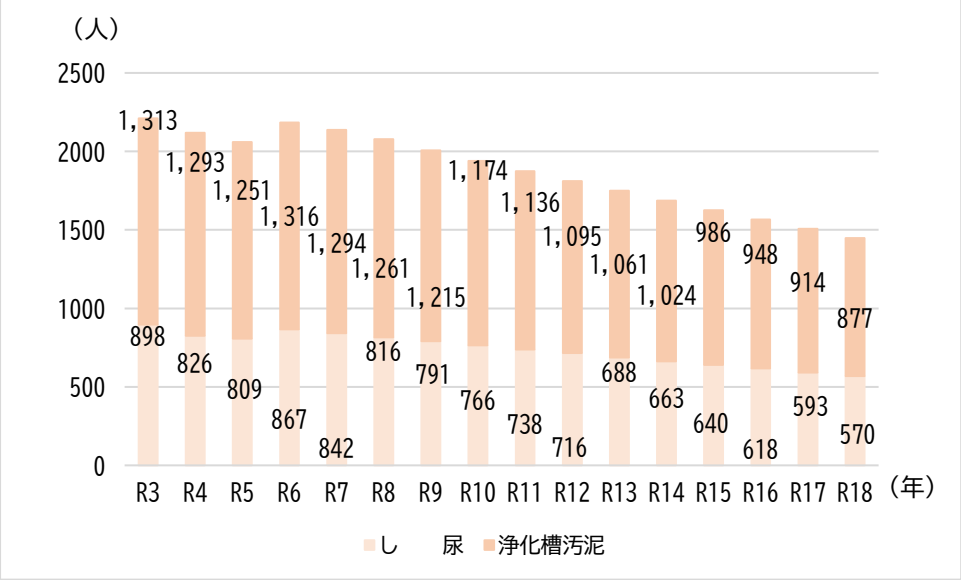


図 4-3-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果

第3節 生活排水処理の目標達成に向けた施策

Ⅰ.生活排水処理重点施策

１）下水道への接続

公共下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るうえで重要な生活基盤です。本市では公共下水道の整備が進められている一方、供用区域内においても、現在も浄化槽等による生活排水処理を行っている世帯があります。

公共下水道が整備された区域において、下水道への接続が進まない場合には、生活雑排水による公共用水域への負荷が継続することが懸念されます。このため、下水道への接続の必要性や、生活環境の改善及び水質保全に対する効果について、継続的に周知・啓発を行うことが重要です。

本市では、関係部署と連携しながら、公共下水道の供用区域内における未接続世帯に対して早期接続を促進し、生活雑排水による環境負荷の低減と良好な水環境の保全を図ります。

２）浄化槽の適正管理指導

適正な維持管理が行われていない浄化槽は、処理機能の低下により水質汚濁の原因となります。浄化槽管理者に対し、保守点検・清掃の実施や法定検査の受検など、適正な維持管理の重要性について周知・啓発を徹底します。

３）公共下水道等への早期接続

公共下水道の整備区域内においては、未接続世帯への接続促進を図り、水洗化率の向上及び生活環境の改善に努めます。



第4節 収集・運搬計画

公共下水道等の整備にともない、水洗化人口が増加する一方、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

1. 収集・運搬体制の主体

し尿の収集運搬については、城南衛生管理組合が城南環境事業協同組合に収集運搬の業務委託を行っています。浄化槽汚泥の収集運搬については、浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を持っている 6 業者が収集運搬を行っています。

2. 収集対象区域

収集対象区域については、本市全域とします。

3. 収集・運搬の方法

収集・運搬については、現行どおりに実施するものとし、収集物については、し尿処理施設への適正な搬入・処理を徹底することで、適正処理を確保し、公共サービスの向上に努めます。

第5節 中間処理計画

1. 公共下水道

公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して公共下水道への接続を促し、水洗化の促進を図ります。

2. 汚泥等処理施設

本市では、汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、城南衛生管理組合が管理・運営する「クリーンピア沢」において適正に処理しています。

今後も、城南衛生管理組合との連携のもと、現行の処理体制を維持し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を継続していきます。また、将来的な施設の維持管理や処理体制の安定的な確保に向け、広域的な連携を図りながら、効率的かつ持続可能なし尿処理体制の維持に努めます。

第6節 最終処分計画

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥は、「クリーンピア沢」において分別処理を行い、し渣については「クリーン 21 長谷山」において焼却処理を行った後、適正に処分しています。また、沈砂については「グリーンヒル三郷山」において適正に埋立処分しています。

今後も、関係施設との連携のもと、現行の処理体制を維持し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続していきます。

